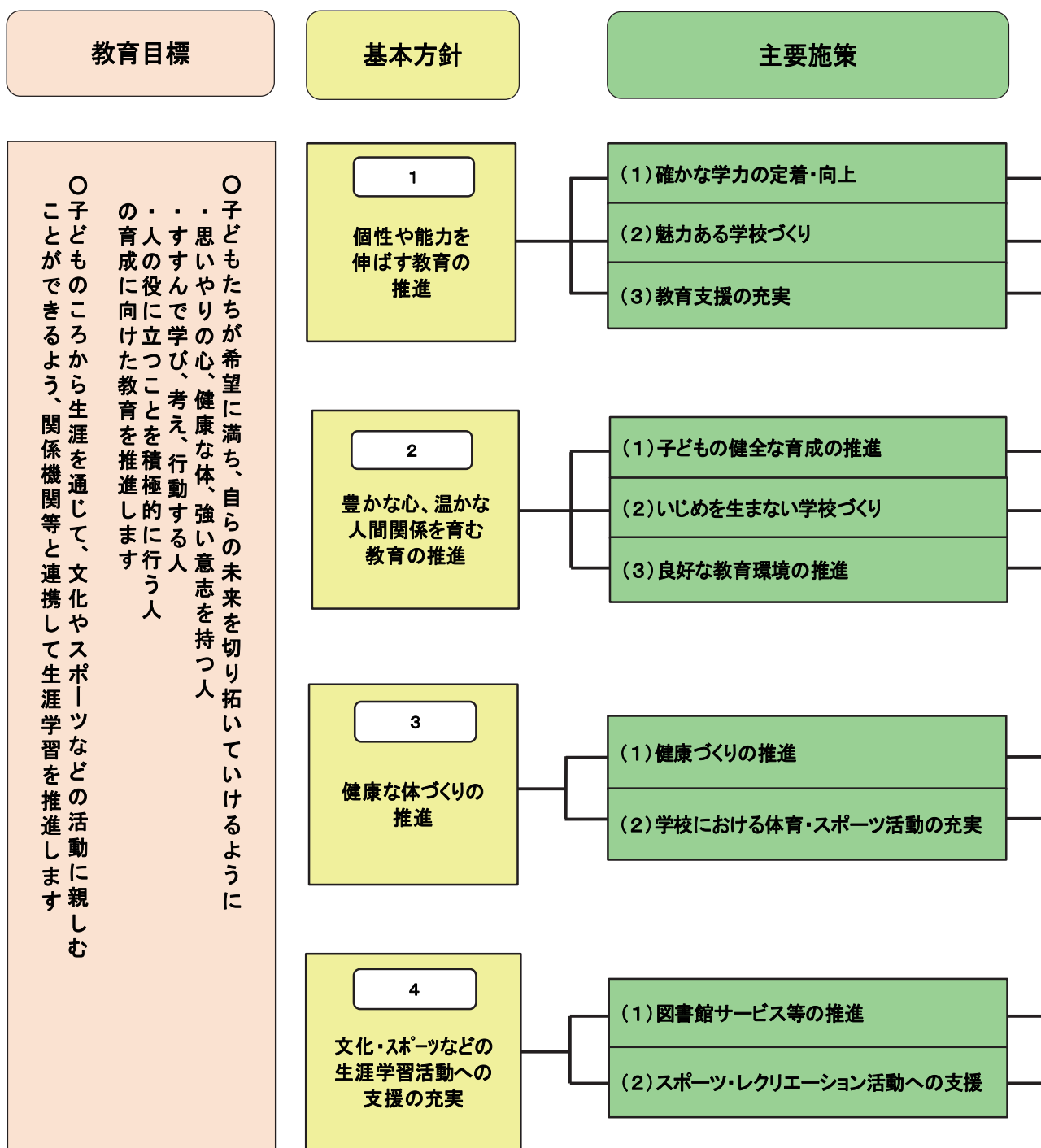


第4章 今後の取組の方向性

教育目標の実現に向けた4つの基本方針は、「知（確かな学力）」、「徳（豊かな心）」、「体（健やかな体）」の3分野別の方針と生涯学習支援に関する方針から構成されています。

本計画においては、この基本方針ごとの主要施策と取組の方向性を体系的にまとめました。

<施策体系図>



取組の方向性

①未来を創る教育の推進 ②個別最適な学びと協働的な学びの実現 ③学習の基盤となる読解力の育成 ④理数教育・英語教育の充実
⑤保幼小の連携

①教員の資質と能力の向上 ②地域から信頼される学校づくり ③特色ある教育活動 ④学校における働き方改革等

①切れ目のない障害特性等に応じた適切な支援 ②不登校の未然防止・早期発見・早期対応の取組 ③不登校の教育機会の確保等
④外国人児童・生徒への支援

①心を育てる教育の推進 ②豊かな人間性を育む体験活動の実施 ③情報を深く考える力の育成 ④子どもたちを取り巻く環境改善に向けた取組

①いじめの未然防止の取組 ②いじめの早期発見・早期対応の取組

①学校施設の整備等 ②GIGAスクール構想の推進 ③幼児教育環境の充実

①規則正しい生活習慣の定着 ②関係機関との連携や外部講師を活用した健康教育の充実

①体力の維持・向上に向けた取組 ②授業以外の運動機会の拡充

①魅力ある図書館の整備 ②学校等と連携した読書活動の推進 ③文化財の保護・普及啓発等

①学校施設の開放 ②魅力ある遊び場づくり

基本方針 1 個性や能力を伸ばす教育の推進

(1) 確かな学力の定着・向上

文部科学省では、「確かな学力」を「基礎的・基本的な知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、より良く問題解決する資質や能力等まで含めたもの」とし、「生きる力」の知的側面を担うものであるとしています。

教育委員会が定める教育目標においても「生きる力」の育成を掲げており、心身ともに健康で、勤労と責任を重んじ、広く国際社会において信頼と尊厳を得られる人間性豊かな人として成長することを目指しています。このことから、「確かな学力」の定着・向上に向けて、予測が困難な時代の中、子どもたちの可能性を最大限に広げ、一人一人に応じたきめ細やかな教育の推進が必要と考えています。

○ 現状と課題

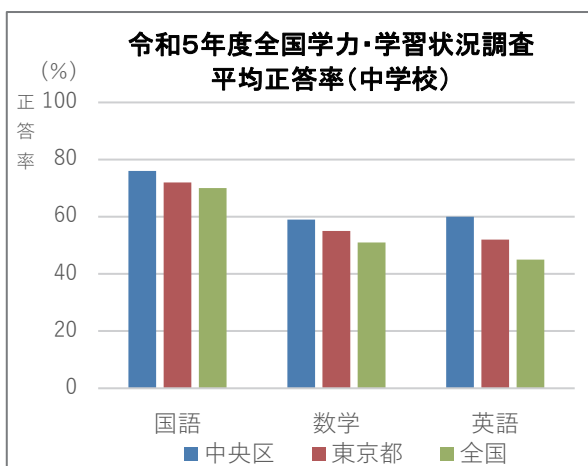
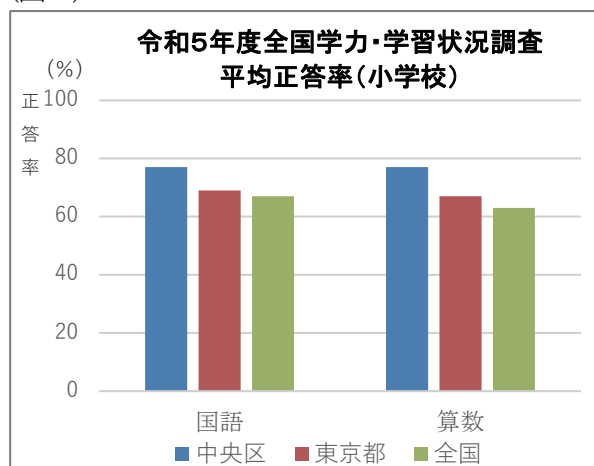
急速に変化する社会では、情報を主体的に捉えながら何が大切かを考え、他者と協働して新たな価値の創造に取り組むことが重要です。そのため、学習の基盤となる情報や文章を正しく読み解く力や、発達段階に応じた計画的な情報活用能力の育成を通じて、主体的に生きる資質・能力を育成することが必要となります。

とりわけ、子どもたちの読解力については、自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発展させるとともに、書かれた文章を理解し、利用し、熟考する能力の育成に、幼少期より取り組んでいく必要があります。読解力の向上は、文章の内容や著者の意図などを解釈するとともに、内容を要約・紹介するほか、意見表明や論じる機会を設けるなど、自らの考えを簡潔にまとめていく能力を高める取組が必要です。そのためには、朝読書をはじめとした読書活動を推進し、文学的文章だけではなく新聞や科学雑誌など幅広い読み物に接することを学校教育に積極的に取り入れていくことが重要です。

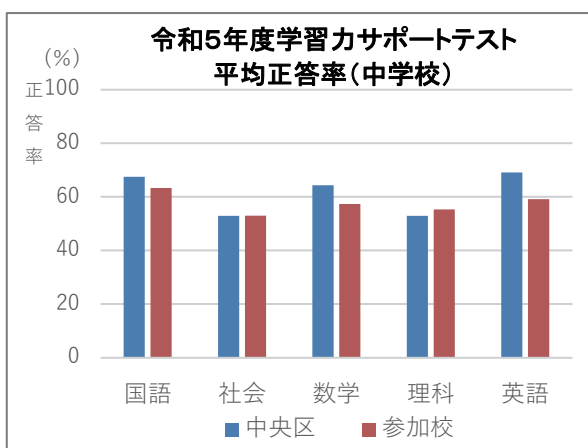
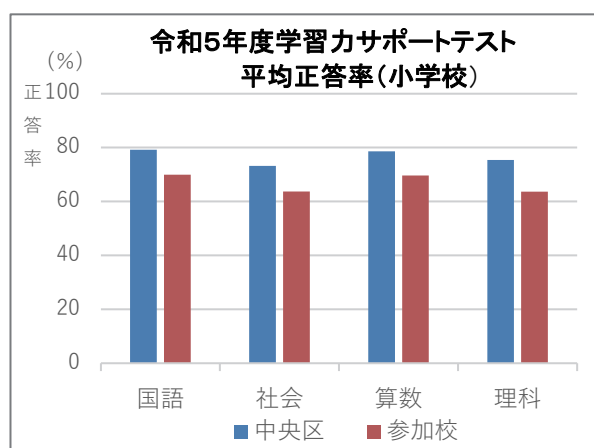
本区では、児童・生徒の学力を測る指標として国が実施している学力調査¹のほか、小学校4年生から中学校3年生までの全学年を対象とした学習力サポートテスト²の結果も活用しながら、一人一人の学力の定着状況等について確認しているところです。令和5（2023）年度に実施した国の学力調査においては、すべての調査対象教科（小学校：国語・算数、中学校：国語・数学・英語）について国および東京都の平均点を上回る結果が出ており（図1）、令和5（2023）年度の学習力サポートテストの結果においても、小学校は全教科、中学校は、国語、数学、英語について、参加校平均を上回る良好な結果が出ています（図2）。また正答率分布図を見ると、小学校4年生の算数や中学校3年生の国語等ほとんどの教科で児童・生徒の多くが正答率の高い方に分布しており、正答率の低い方に向けなだらかに分布しています（図3）。一方、中学校1年生の社会、中学校2年生の理科では、正答率がなだらかに分布しており、参加校平均を下回る生徒も一定数います（図4）。このことから、児童・生徒の発達の段階を考慮するなど、一人一人の状況に合わせた学習意欲や学力の向上を図るための授業改善を行う必要があります。

また、幼児期の教育は、生涯における人格形成に重要なものであり、幼児の望ましい成長や発達を見通した支援と教育を行う就学前の取組が重要性を増しています。さらに、小学校教育への円滑な接続についても、幼児・児童一人一人に応じた指導を行うことができるよう、保幼小の連携も引き続き進める必要があります。

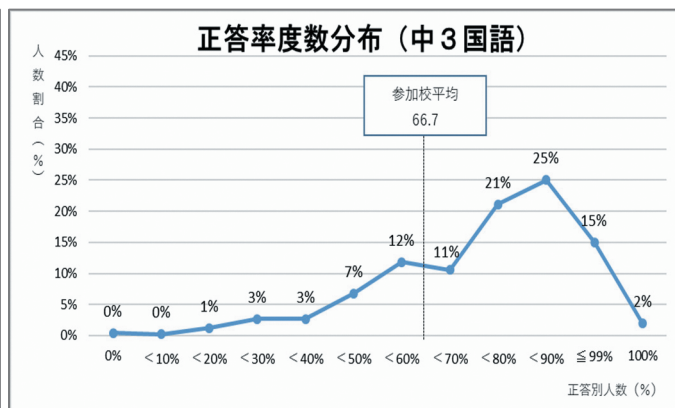
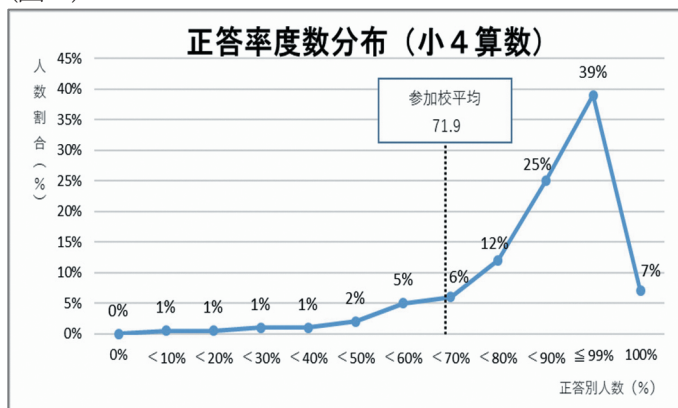
(図1)



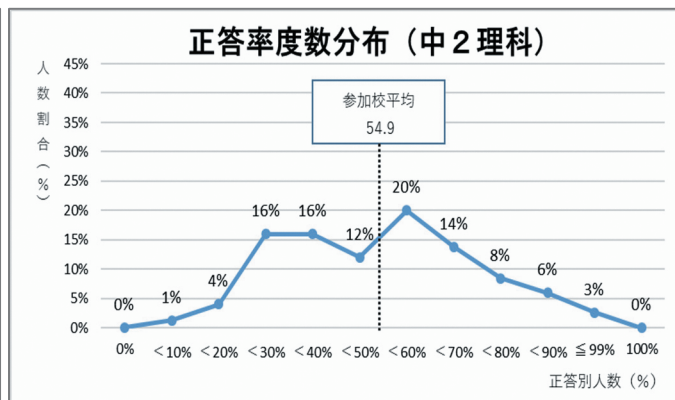
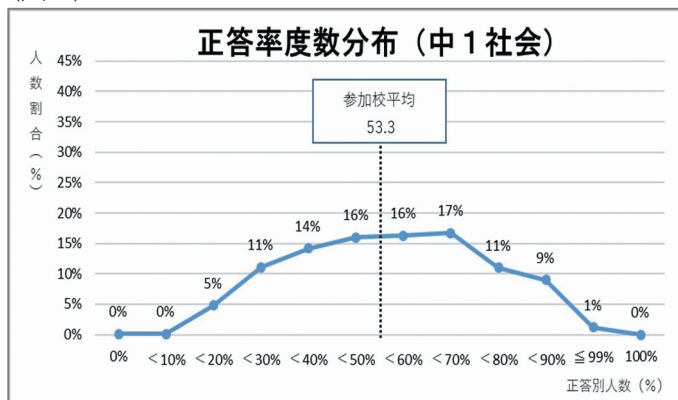
(図2)



(図3)



(図4)



○ 取組の方向性

① 未来を創る教育の推進

変化の激しい社会においては、自ら学び・考え・他者と協働するなど、より良い社会を創造する力を養成することが重要です。そのため、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善やデジタルシチズンシップ教育³などを実践します。

② 個別最適な学びと協働的な学びの実現

個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、GIGAスクール構想⁴のさらなる推進など、一人一人に応じた学習意欲や学力の向上を図るとともに、問題解決能力やコミュニケーション能力を育成していきます。

③ 学習の基盤となる読解力の育成

さまざまな情報を理解して考えを形成し、文章等により表現していくために必要な読解力は、すべての学習の基盤となることから、国語科等の授業や読書活動を通じて育成していきます。

④ 理数教育・英語教育の充実

算数・数学における習熟度別指導の推進、理科の観察や実験の技術を身に付けるための指導の充実や、科学的思考力を育む取組を実施していきます。

また、教員の英語力・指導力を向上させ、小・中学校9年間を通した英語教育の充実を図るとともに、多様な文化への理解、興味・関心を深め、探究心、知識・思いやりに富んだ児童・生徒を育成します。

⑤ 保幼小の連携

保幼小の連携は、子どもたちの円滑な成長と発達を促すための重要な取組です。子どもたちの相互交流を積極的に行うとともに、幼児教育の充実や保育所、認定こども園⁵、幼稚園と小学校の連携を強化していきます。

【主な取組】

①-1 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

各学校が定める学力向上プランやICT⁶を効果的に活用するなど、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に行うことで、主体的・対話的で深い学びを具現化する授業を行います。また、小学校において教科担任制を試行することで質の高い授業を実施します。さらに、職業観等を培うキャリア教育⁷とともに、金融リテラシー⁸を身に付けるための教育を実施します。

①-2 デジタルシチズンシップ教育の推進

インターネットの仕組みや情報の探し方等の基礎力、情報の真偽の判断や多様な視点から物事を考える思考力など、発達段階に応じた計画的な情報活用能力の育成により、情報社会で主体的に生きる資質や能力を育成します。

②-1 個別最適な学習や協働学習の推進【充実】

学習用タブレットのAIドリルやグループ学習等のツールを活用することで、個々の理解度に合わせた最適な学習やグループワーク等の協働学習を促進します。また、プレゼンテーションツールを活用し、発表の機会を増やすことで、表現力の向上を図ります。

②-2 探究学習の推進【充実】

全小中学校においては、自ら課題を見つけ、解決策を模索する探究学習を推進するため、インターネ

ットや学校図書館を活用した情報収集や考察など、より深い学びを実現します。また、全幼稚園においては、「すくわくプログラム⁹」を通して各園の特色をいかした環境をさらに充実させ、子どもたちの興味・関心に応じた探究活動を推進し、自己肯定感や思いやりなど非認知能力の育成に努めていきます。

②-3 少人数指導における習熟度別指導の実施

国が実施している学力調査のほか、学習力サポートテスト、意識調査を実施し、基礎的・基本的な学習内容の定着状況を把握するとともに、フォローアップ教材¹⁰を活用した指導を実施します。ドリルソフトを活用し、児童の実態に応じた個別最適な学びを実現します。また、区独自の講師を活用し、習熟度別指導を実施し、一人一人に応じたきめ細やかな指導を充実させることで、学力向上を図ります。

②-4 アンケートを活用した個に応じた指導

学校生活に関するアンケート調査を実施し、児童・生徒の学習意欲や学級での満足度を把握します。教員が児童・生徒の意欲や満足度を把握することで、きめ細やかな一人一人に応じた指導を展開することが可能となり、個に応じた学習指導、生活指導につなげることで、学校生活の充実を図ります。

③ 多様な観点からの読解力の育成【充実】

国語科はもとよりその他の教科においても、学習の基盤となる読解力を育成する授業の推進に取り組むとともに、区立図書館と各学校の連携を強化し、子どもの読書活動を推進していきます。また、学校図書館支援センター¹¹を設置・運営し、学校司書の配置や読書活動推進に関する年間計画の作成・事業の企画等を通じて、学校図書館の適切な蔵書管理を行うとともに、機能を強化することで探究的な学習や読書活動の充実を図ります。

④-1 理数教育の推進

子どもたちが理科に興味・関心を持ち、意欲的に学習に取り組む環境づくりのため、小学校理科支援員¹²によるサポートなど、児童・生徒の理解を深める授業の工夫や理科の実験・観察の学習の充実を図るとともに、教育センター¹³による専門家の講演など、より興味・関心を高める各種教室を実施していきます。また、引き続き算数・数学において区独自の講師を活用し、習熟度別指導を実施するなど一人一人の理解に合わせた授業を展開していきます。

④-2 英語教育の推進【充実】

A L T（外国人英語指導助手）を配置し、英語科や英語活動を充実することにより、「聞く」・「話す」・「読む」・「書く」の4つの技能の習得を目指します。さらに、民間の資格・検定試験実施団体と連携することで児童・生徒の英語の技能を適切に把握し、指導に活用します。

④-3 体験学習の実施

TOKYO GLOBAL GATEWAY¹⁴を活用し、英語体験学習を実施します。また、中学生海外体験学習¹⁵や海外中学生の受入れによる交流を継続することで、英語教育と合わせ、多様な文化への理解・興味・関心を深めるとともに、探究心・知識・思いやりの心を育みます。

⑤ 保幼小の接続期カリキュラム¹⁶

小学校への円滑な接続を図るため、接続に視点をあてた「保幼小の接続期カリキュラム」を活用するとともに、保育士と幼稚園教諭の合同研修会や互いの保育活動を体験するなど、幼児教育施設間での実践研修を実施し、幼児教育の質の向上に努めます。

また、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校の代表者で構成される保幼小連絡会のほか、小学校区連携グループによる保幼小連携日では、アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムを共有することで、幼児教育と小学校教育の学びにつなげていきます。

基本方針 1 個性や能力を伸ばす教育の推進

(2) 魅力ある学校づくり

学校は、子どもたちが友人や先輩、教員や地域の大人等さまざまな個性や価値観、社会的立場の違いを持った人々との関わりを経験することによって、将来、自らが社会の一員となるための準備をする場であるとともに、子どもたちが安心して楽しく通える場所であってはなりません。学校での生活の中で、自分の存在が認められることや自分の活動によって何かを変えたり、生活をより良くしたりできると実感が持てるような経験を積むとともに、その一方で他者との意見の違いや誤解による軋轢等を解決し、互いの関係を修復し、協力していくためにはどのようにしたら良いかを学ぶことが大切です。

そのためには、教員が子どもたちに向き合い、一人一人に応じた指導をするとともに、アドバイスし、励ましていくことが必要です。教育委員会では、子どもたちが他者との関係性の中で切磋琢磨し、将来に向けて豊かな経験をしている学校を「魅力ある学校」と考えています。

○ 現状と課題

全国学力・学習状況調査において、「学校に行くのは楽しいと思いますか」の問いに対して、小学校6年生は約18%、中学校3年生では約16%が「楽しくない」と回答しており、全国や東京都と比較すると中学校では肯定的に回答した割合が高いものの、小学校では令和4・5年度は全国および東京都の平均を下回っています（図1）。

子どもたちが意欲を持って学習するためには、学校が自己実現の場として魅力あるものでなければならず、その中核となり指導を行うのは教員です。子どもたちの身近な理解者として、その可能性を伸ばしていくためには、教員の資質・能力の向上を図るとともに、その力を発揮できる環境を整備していくことが重要です。

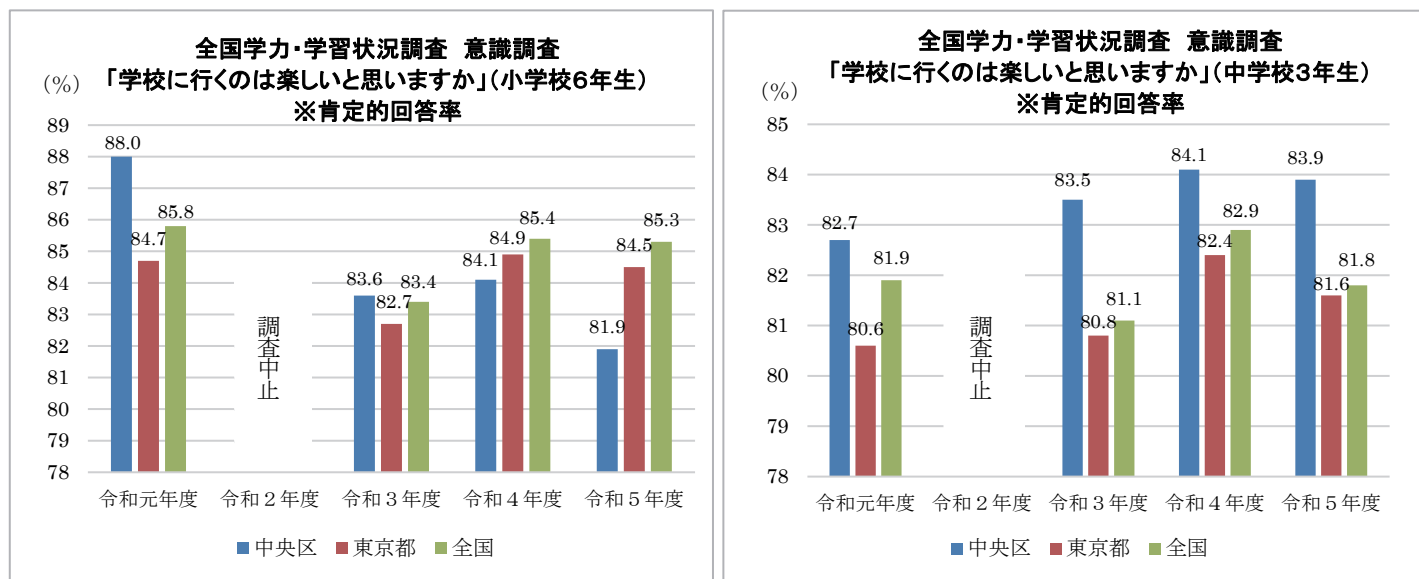
本区における教員の配置状況を見ると、経験年数が1年から10年までの比較的経験年数の浅い教員が小学校で4割超、中学校で5割と多くなっています（図2）。そのため、授業力向上に関する研修、特別支援や新たな教育課題に関する研修等の実施に加え、学校管理職を中心とした校内サポート体制を確立するとともに、教育委員会の支援を充実していく必要があります。

学校現場における教員の長時間労働や多忙化といった状況が社会問題となる中、本区においても全国的な傾向と同様、長時間にわたる勤務時間が問題となっています（図3）。こうした状況を踏まえ、教育委員会では平成31（2019）年2月に「中央区立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、教員の長時間勤務を見直し、子どもたちに効果的な教育活動を行うことができるよう、取組方針と具体的施策の方向性をまとめました。教員が心の余裕を持ちながら子どもと向き合う時間を充実させ、教員同士が指導方法を十分研究する機会を増やすとともに教員自身が働きがいを感じることも重要です。

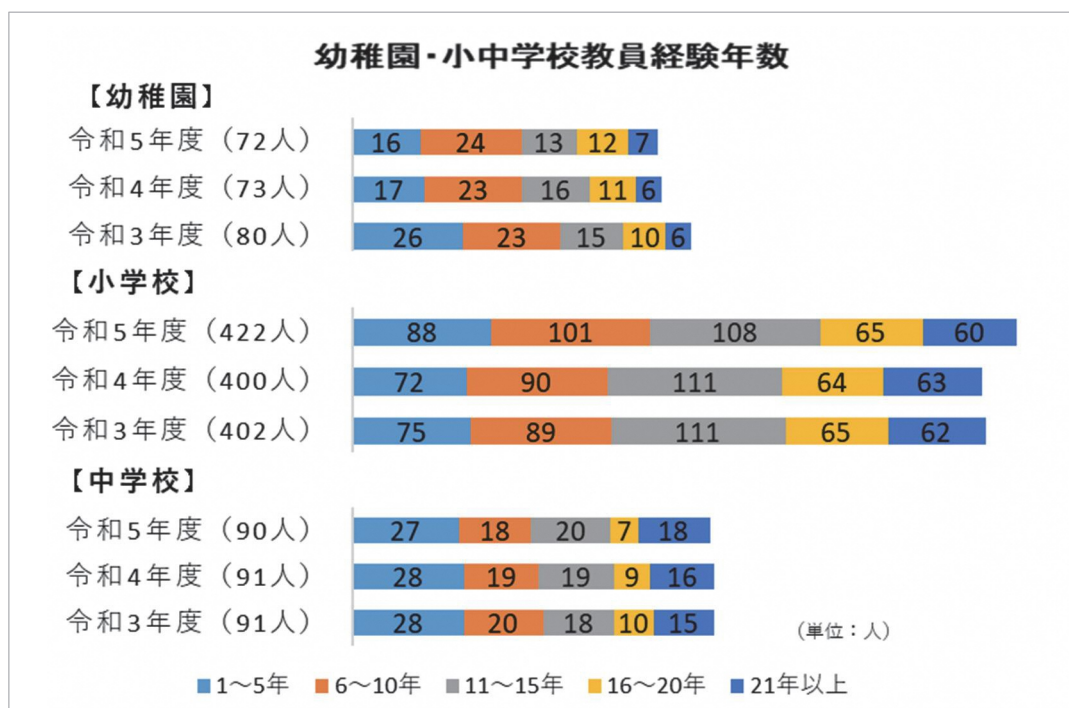
また、中学校部活動の在り方については、競技経験のない教員による部活動指導のほか、大会への生徒の引率や大会運営への参加が求められる点など教員の負担となっている一方で、生徒にとって魅力あるスポーツ・文化芸術活動の機会を十分に確保できるよう、教員の負担軽減にも配慮しながら地域連携の取組を推進していく必要があります。

さらに、魅力ある学校づくりのためには、保護者・地域の協力も欠かせません。現在、全小中学校では学校公開や行事等により教育活動を保護者や地域の方にご覧いただくとともに、PTA活動や学校評価¹⁷学校評議員制度¹⁸等を通じて、保護者や地域の方々と連携しています。今後も、これらの活動をより充実・発展させ、保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら、信頼される学校づくりに取り組んでいく必要があります。

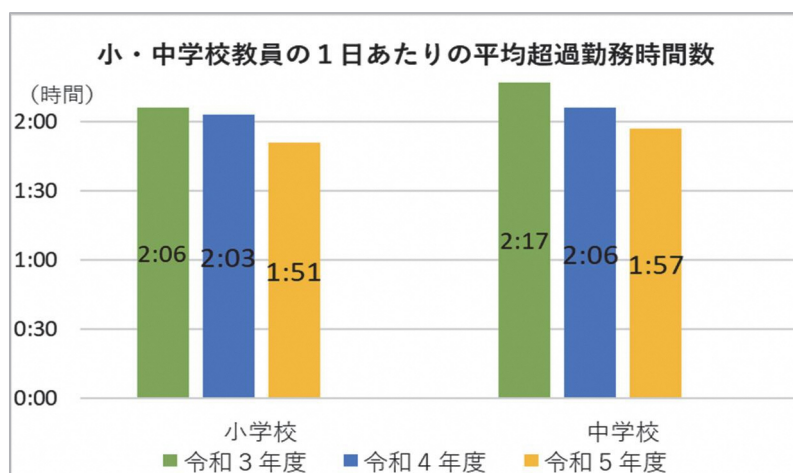
(図1)



(図2)



(図3)



○ 取組の方向性

① 教員の資質と能力の向上

意欲と指導力にあふれる教員を育成するため、教員の資質と指導力を向上させるOJT¹⁹や職層に応じた研修等を充実します。併せて若手教員等経験が浅い教員をサポートする体制づくりに取り組みます。

② 地域から信頼される学校づくり

学校評議員制度や学校評価を活用し、自律的・継続的に学校運営の改善を図り、学校・保護者・地域が同じ目標の下、子どもたちを共に育む教育を推進します。

③ 特色ある教育活動

全小中学校・幼稚園が自主性と創意工夫をいかした特色ある教育活動を展開し、文化・伝統等の地域に根ざした活動等を通して魅力ある学校づくりを推進します。

④ 学校における働き方改革等

教員の勤務実態を把握し、役割分担や業務の進め方等さまざまな観点から業務を見直すことで多忙感の解消や長時間労働を改善し、教員が一人一人の子どもと向き合う時間を充実させる取組を推進します。

【主な取組】

①-1 教員育成研修

教員としての資質・指導力の向上を図るため、学校内外において教育課題を先取りした組織的な研修を行うとともに、教育センター講師やメンタティーチャー²⁰による巡回指導など、若手教員や希望する臨時的任用教員に対する指導力向上につなげる研修の充実を図ります。

また、「主体的・対話的で深い学び」の授業を実践するため、指導法研修会はもとより、国際化・情報化への対応やICT機器の操作研修のほか特別支援教育²¹への理解など今日的な教育課題に対する研修を充実します。

①-2 教育支援チームの設置

若手教員の人材育成を図るとともに、落ち着きのない学級など改善が必要な場合に、教育センターからの支援チーム（指導力のある元教員や管理職、臨床心理士等）によるサポートを行い、課題の早期解決を図り、学校の自主的な教育活動を支援します。

②-1 学校評議員制度

信頼される学校づくりを推進するため、全小中学校・幼稚園に学校評議員会を設置し、学校経営方針や指導の重点目標、教育活動等に関する情報を公表し、積極的な意見交換を推進します。

また、保護者会等において、学校評議員会で出された意見等を周知するとともに、広く保護者の意見の聴取にも努めます。

②-2 学校評価システム

中央区学校評価ガイドラインに基づき、前年度の評価結果を踏まえた目標の設定や自己評価等を行います。また、その結果を公表するとともに、4年に1度の周期で学校運営に専門的な見識のある第三者

を加えた外部評価を実施し、学校運営や教育活動の改善を図ります。

③ 特色ある教育活動

自主性と創意工夫による学力向上を図ります。さらに、感性・情操を育む教育や地域の文化・伝統を踏まえた活動、心と体を育てる体験学習等さまざまな特色ある教育活動を展開することで、良質な学校づくりを推進します。

④-1 校務DX²²の推進

「1日の勤務時間を超えた時間の1カ月の合計が45時間を超える教員をゼロにする」という基本目標の下、積極的に校務のDXを推進することで事務の効率化を図り、教員が授業改善や児童・生徒の指導に十分に取り組める環境を整備します。

④-2 教員の安全衛生管理体制の充実

健康診断やストレスチェック²³の実施、ハラスメント相談窓口を設置します。さらに、必要に応じた医師や保健師等との面談を実施するなど、安全衛生管理体制の充実に取り組んでいきます。

④-3 教員のサポート体制の強化

教育課程の適正な編成や実施に向け、各学校への指導・助言体制を強化することで、適正な教育の質の維持とともに指導時間数を確保します。また、少人数指導や教科担任制の試行等における区独自の講師の配置に加え、校務や授業準備を支援する会計年度任用職員の配置やメンタティーチャーによる若手教員へのサポートを行うことで教員の負担軽減とともに質の高い教育の実現につなげていきます。

④-4 スクールロイヤー制度【充実】

学校・幼稚園において、いじめや保護者からの過剰な要求、事故への対応等の諸課題について、法律の専門家への相談を必要とする機会が増加していることから、弁護士が専門的立場から必要な指導・助言を行う学校法律相談を実施し、速やかな問題解決につなげるとともに、教職員の負担軽減を図ります。

基本方針 1 個性や能力を伸ばす教育の推進

(3) 教育支援²⁴の充実

子ども一人一人の個性や能力を伸ばし質の高い教育を保持するためには、学校における教育活動の充実を図ることが大切です。さらに、個々の成長・発達・家庭環境の違いを踏まえ、心の発達や教育的ニーズを把握し、子どもの学びを支える取組が必要です。

その中でも、不登校や特別な配慮を必要とする子どもたちに対する教育支援は、学校と教育委員会、その他関係機関が一体となって取り組まなければなりません。一人一人の課題に対して有効な支援や指導を行うためには、教育センターを中心に学校や家庭等が連携し、子どもに適した教育環境を整備していく必要があります。そして、個に応じた指導や支援体制を充実することにより、子どもたちが本来持っている能力や可能性を引き出し、将来、社会のさまざまな変化の中でも生き抜く力を身に付けることが重要であると考えています。

○ 現状と課題

小・中学校の就学相談²⁵の件数は、令和元年度から令和2年度にかけて大幅に増加し高い推移をたどっています。さらに、全小中学校に設置した知的発達に課題のない発達障害²⁶等の児童・生徒を対象とした特別支援教室²⁷の入室者も年々増加していることから、障害の種類や程度に関わらず、一人一人の子どもの状態や教育的ニーズに応じて教育や支援を行う特別支援教育²¹を、質・量ともに充実していく必要があります(図1～3)。

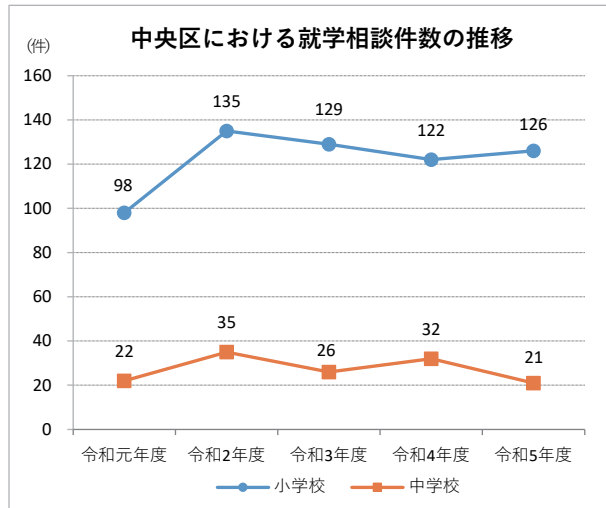
そして、学校生活において子どもが自らの力を最大限に発揮し、さらに伸ばすためには、本人や保護者と協力して教育的ニーズと必要な支援について見極め、成長や発達に合わせて適切な教育や支援を積み重ねることが大切です。そのため、子ども発達支援センター「ゆりのき」²⁸と連携し、就学前から就労期まで一貫して、障害特性に応じた切れ目のない教育や支援が行えるよう「育ちのサポートカルテ²⁹」のさらなる活用を推進します。さらに、子どもの心身の発達状況や教育的ニーズに最もふさわしい指導や支援を提供するためには、一人一人に合った「多様な学びの場」が必要です。そのため、通常の学級・特別支援学級³⁰・通級指導学級³¹・特別支援教室²⁷・特別支援学校³²が連携し、教育相談³³や就学・転学相談等を通じて、一人一人に合った学びの場を提供していくことが求められています。

また、「長期欠席幼児・児童・生徒の月例調査」の結果から、中学校の不登校の現状は、令和4年度から令和5年度にかけて減少していますが、この調査結果については、不登校の多かった学年が卒業したことによるものであり、小・中学校とも年々増加傾向にあります(図4)。これら不登校の理由としては、「無気力、不安」・「生活リズムの乱れ、あそび、非行」・「いじめを除く友人関係をめぐる問題」・「家庭に係る状況」など、多くの要因が重なっている状況です(図5)。

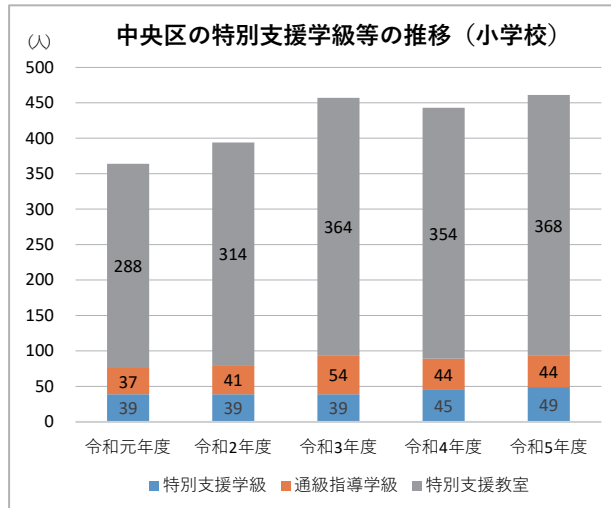
このような不登校の児童・生徒に対しては、学習や心身のケアをするなど、各種支援を充実させる必要があります。そのため、学校以外での学びの場の充実や心身の状況を継続的に把握するなど、子ども一人一人の状況に応じた教育支援を充実していくことが重要です。(図6)

さらに、国際化が進展する中で、本区の外国人人口も増加しており、外国人児童・生徒が安心して学ぶことができるよう支援していくことも重要です。

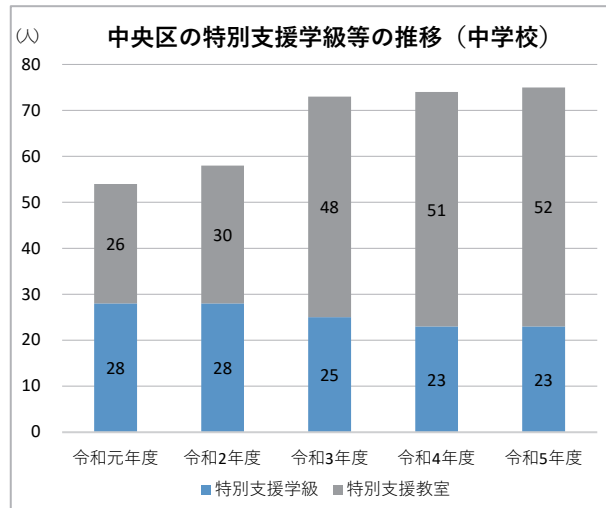
(図 1)



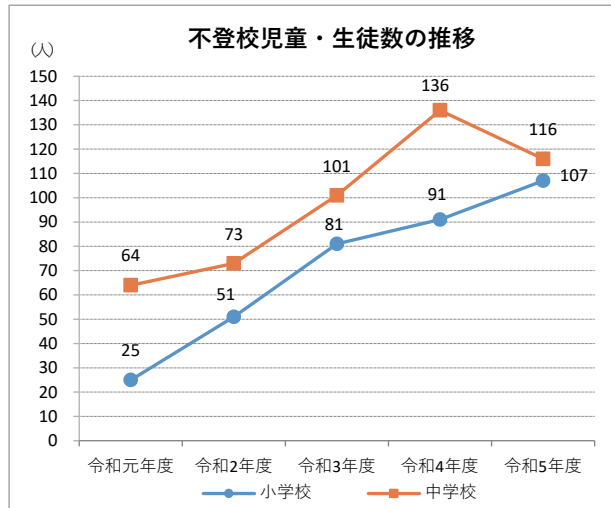
(図 2)



(図 3)



(図 4)



(図 5) 令和3・4・5年度 不登校の要因について (単位:人)

年 度		令和３年度				令和４年度				令和５年度			
		合 計	幼 稚 園 計	小 学 校 計	中 学 校 計	合 計	幼 稚 園 計	小 学 校 計	中 学 校 計	合 計	幼 稚 園 計	小 学 校 計	中 学 校 計
１ 病 気		116	51	32	33	144	64	55	25	341	158	152	31
２ 経済的理由		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
３ 不登校 （主たる要因）	いじめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	31	0	15	16	33	0	12	21	24	0	4	20
	教職員との関係をめぐる問題	4	0	3	1	1	0	1	0	1	0	1	0
	学業の不振	8	0	2	6	10	0	4	6	14	0	5	9
	進路に係る不安	2	0	0	2	3	0	0	3	3	0	2	1
	クラブ活動・部活動等への不適応	0	0	0	0	3	0	0	3	1	0	0	1
	学校のきまり等をめぐる問題	4	0	3	1	3	0	2	1	9	0	5	4
	入学、転編入学、進級時の不適応	19	0	1	18	20	0	4	16	15	0	5	10
	家庭の生活環境の急激な変化	4	0	1	3	6	0	3	3	8	0	6	2
	親子の関わり方	11	0	4	7	11	0	3	8	17	0	12	5
	家庭内の不和	2	0	1	1	7	0	2	5	3	0	1	2
	生活リズムの乱れ、あそび、非行	21	0	9	12	20	0	5	15	27	0	11	16
	無気力、不安	76	0	42	34	110	0	55	55	101	0	55	46
不登校幼児・児童・生徒の合計		182	0	81	101	227	0	91	136	223	0	107	116

(図 6) 令和5年度 不登校児童・生徒への対応 (単位:人)

区 分		小学校	中学校
①不登校児童・生徒数の合計		107	116
① ①のうち、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等により専門的な相談・指導を受けている児童・生徒 (学級担任や学年主任、管理職等による支援は除く)	重復回答あり	69	39
	② ①のうち、スクールソーシャルワーカーの支援を受けている児童・生徒	22	43
	③ ①のうち、適応教室、メンタルサポーター、教育相談室等で相談・指導を受けている児童・生徒	39	42
	④ ①のうち、適応教室で相談・指導を受けている児童・生徒	12	30
⑤ ①のうち、メンタルサポーターを派遣している児童・生徒	メンタルサポーターを派遣している児童・生徒	14	6
	教育相談室で相談・指導を受けている児童・生徒	24	18
⑥ 上記②・③・④による相談・指導または学級担任や学年主任、管理職等による支援を受けていない児童・生徒		0	0

○ 取組の方向性

<特別支援教育>

① 切れ目のない障害特性等に応じた適切な支援

児童・生徒数の増加に伴い、医療的ケア³⁴も含め特別な支援や配慮が必要な子どもも増えることが予想されるため、特別支援学級の新設をはじめ、障害特性等に応じた適切な学習環境の場が提供できるよう基礎的環境整備の充実を図っていきます。

また、子ども発達支援センター「ゆりのき」と連携して障害の早期発見・早期支援を図り、切れ目のない支援体制を構築するため、個別的教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」による組織的な支援を実施し、全小中学校・幼稚園において特別支援教育を推進します。

さらに、共生社会の担い手を育成するため、特別支援学校で学ぶ子どもたちに対して、副籍制度に基づき地域の小学校や中学校での交流活動を推進することにより、障害のある人への理解に留まらず、「社会にはさまざまな立場や考えの違う人がいて当たり前である」という人間同士の相互理解（人権教育）や、思いやりの気持ちを大切にする人格の形成につなげます。

<不登校対策>

② 不登校の未然防止・早期発見・早期対応の取組

不登校は、いじめや発達障害、家庭環境に起因するもの等多様化しており、特別な状況下で起こるのではなく「どの子にも起こり得る」と捉えることが必要です。そのため、学校に行けないまたは行かない状態になる前にいち早くその前兆を捉えることが重要となります。

専任教育相談員³⁵（臨床心理士等）やスクールカウンセラー³⁶、スクールソーシャルワーカー³⁷（社会福祉士等）による不登校傾向の強い児童・生徒への相談活動や働きかけによる一人一人の学校生活への意欲をアセスメント³⁸する取組に加え、学校内における支援体制を構築する取組を進めます。

③ 不登校の教育機会の確保等

不登校状態となった子どもに対しては、本人や保護者の意思を十分に尊重しつつ、家庭から外に出るための居場所づくりや不登校の要因や背景を把握するために、スクールソーシャルワーカーやメンタルサポーター³⁹等を派遣し、登校にあたっての受入体制の整備等の支援を行います。また、学校に登校できない児童・生徒が自らの進路を主体的に考え、社会的に自立することができるよう、学習支援・学習機会の充実に取り組むとともに、国や東京都の動向を踏まえ、さまざまな教育施設との連携も含めた支援の在り方を検討します。

<外国人児童・生徒への支援>

④ 外国人児童・生徒への支援

外国人児童・生徒が、速やかに日本の学校教育に適応できるよう、語学指導員の配置やＩＣＴ機器の活用により学校生活を支援します。

【主な取組】

①-1 子どもの教育的ニーズに即した就学相談の実施

保護者からの就学に関する相談にきめ細かく対応するため、特別支援教育専門員⁴⁰が学校・幼稚園・保育所や保健所、子ども発達支援センター「ゆりのき」等の子どもの発達に関わる機関と連携を図りながら、子ども一人一人に応じた適切な教育が受けられるよう就学・転学相談を実施します。

①-2 特別支援学級等の運営

特別支援学級等では障害のある児童・生徒の教育的ニーズに対応するため、基礎的環境整備の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導を取り入れていきます。全小中学校に設置している特別支援教室においては、児童・生徒一人一人が抱える困難をより効果的に改善し、個々の学習能力や集団適応能力の伸長を図ります。また、区全体における特別支援教育の体制強化を図るため、特別支援学級（知的障害）の新設について適切に対応していきます。

①-3 個別的教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援

特別な支援や配慮の必要な子どもたちが自立した生活が継続できるよう適切な支援を行うため、保護者や教育・福祉・医療・保健等の関係機関が適切な役割を担い、互いに連携を図りながら個別的教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を作成・活用し、幼児期から義務教育修了まで一貫した支援体制の構築を図ります。

①-4 副籍制度による交流の促進

東京都立特別支援学校に在籍するすべての児童・生徒が、地域とのつながりの維持・継続を図るため、居住する通学区域の指定校に副次的な籍（副籍）を置き、副籍校での交流を行います。また、副籍校の児童・生徒の障害理解教育、人権教育にもつなげていきます。

②-1 不登校未然防止に向けた一人一人のアセスメントの推進

「よりよい学校生活を送っているか」、「友達との人間関係づくりができていないか」等について、アンケート等を活用しながらアセスメントを実施し、教員および専任教育相談員等が児童・生徒一人一人の行動等の把握に努めます。その結果必要があれば、保護者と連携して、悩みや不安の解消に向け支援していきます。

②-2 学校内における支援体制の構築【新規】

不登校やその傾向にある児童・生徒が安心して過ごせる居場所を校内に設置し、校内別室指導支援員⁴¹が学習支援や学習以外の活動、話し相手・相談相手など一人一人の状況に応じた適切な支援を行っていきます。

②-3 教育相談等の実施

各幼稚園・小・中学校に専任教育相談員を教育センターから定期的に派遣します。また、問題を抱える児童・生徒や家庭・学校を支援するため、各小・中学校にスクールソーシャルワーカーを派遣します。

さらに、不登校やその傾向にある児童・生徒のほか、心理的な問題を抱え何らかのケアが必要と認められる児童・生徒に対して、心理職や教職を志す学生等をメンタルサポーターとして学校や家庭、適応教室等に派遣し、心のケアや対話、学習等の支援を行い、不登校等の未然防止を図ります。

③ 適応教室「わくわく21」⁴²の運営【充実】

不登校等の児童・生徒の個々の状況により、「学校以外の居場所づくり」、「生活や学習状況の改善」、「学校復帰に向けた支援」といった目的別・段階的に支援が行えるよう、適応教室「わくわく21」を運営します。適応教室「わくわく21」では、通室とオンラインによる個に応じた学習や対話支援および民間事業者による学習支援を実施するほか、さまざまな場所からつながることができるメタバースの活用を検討するなど、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに努めます。

また、引きこもり防止の取組、発達障害の課題克服、主体性・社会性の育成のため、適応教室専門員と臨床心理士等が連携して、ソーシャルスキルトレーニング⁴³等を行います。

加えて、在籍校の教職員等による定期的な家庭訪問等の対面指導を行うなど、不登校等の児童・生徒の社会的自立に向けた多様な教育機会の確保を進めていきます。

④ 外国人児童・生徒への支援

外国から編入学した児童・生徒が、言語や生活習慣の違いを克服し、日本語での読み、書き等のコミュニケーションの充実を図り速やかに日本の学校教育に適應できるよう、語学指導員を配置します。また、ICT機器を活用して円滑なコミュニケーションを図るなど、学校と連携して日本語能力が十分でない外国人等の児童・生徒の学校生活を支援していきます。

＜適応教室「わくわく21」での活動の様子＞





コラム

大人からは見えにくい子ども間のトラブル

近年の子どもたちを取り巻く情報通信環境は、スマートフォンやタブレット端末をはじめ、目まぐるしく変化しており、子ども間のトラブルやいじめ、不登校へ発展する場合も報告されることから、適切な利用方法について継続した取組が重要と考えています。

こうした状況の中、子どもたちは、学校やご家庭の中で SNS の使用ルールについて理解を深め、デジタルシチズンシップ教育を通じて適切な情報の取り扱い方を学んでいるところです。また、いじめは絶対許されるものではないという強い認識はありつつも、こうしたデジタル機器を通したいじめは、常に起こり得ると想定しておくことが大切です。問題が深刻化すると、子ども間のトラブルが保護者間のトラブルに発展する可能性もあることから、身近で起こり得ることと認識しておくことで、不要なトラブルを未然に防ぐことができます。

教育委員会では、こうした子どもを介したトラブルが生じた際に相談できる窓口として、電話相談や来所相談等を実施するとともに、学校にもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが巡回しています。

子どもたちの些細な変化も見逃さないよう、お気軽に教育センターまでご相談ください。

＜相談日時＞ 毎週月曜日から土曜日の午前9時から午後5時まで
＜電話番号＞ 電話相談 03-3545-9203
来所相談 03-3545-9200

基本方針2 豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進

(1) 子どもの健全な育成の推進

子どもたちが生涯にわたって、他者や社会等と関わりながらより良く生きていく上で、自らを律する心や互いを思いやる心、人間関係を築く力など、豊かな人間性や社会性を身に付けることはとても大切なことです。幼少の頃からこのような心の教育を行うことにより、不満や怒り、悲しみ等といった自分の気持ちをうまくコントロールし、いじめや非行を防止することができると考えられます。

教育委員会では、礼儀や他人を思いやる文化や精神が育まれ、それぞれの立場を理解し協調することが重要であり、人として調和のとれた成長が図れるよう、今後とも子どもたちの健全な育成を推進していきます。

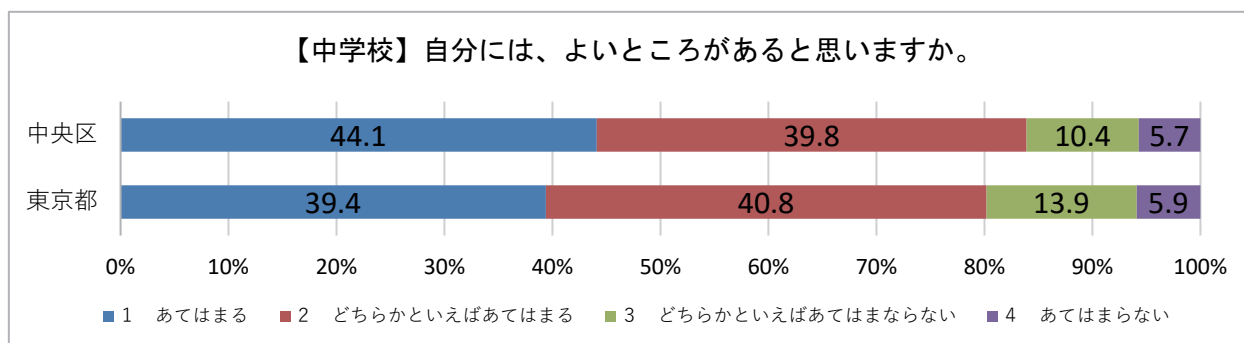
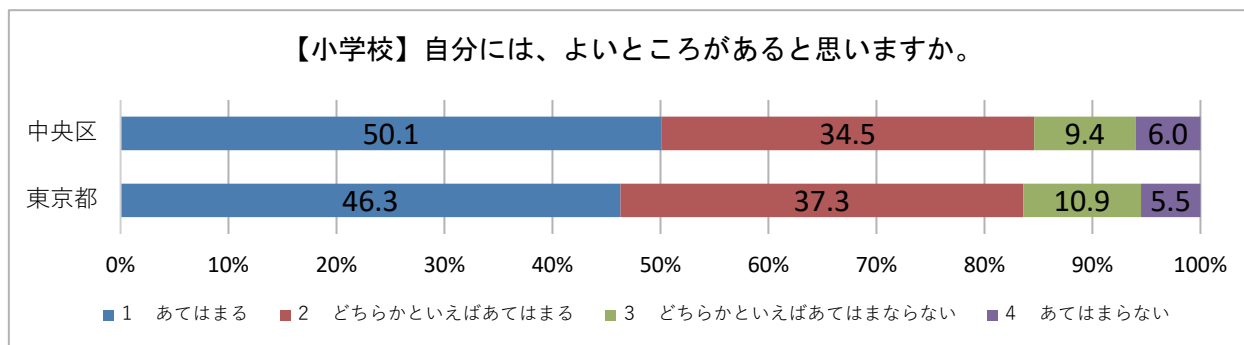
○ 現状と課題

急速に発展する情報社会を生きる子どもたちは、これまで以上に他者を思いやる心を持つことや多様な価値観を認めることに加え、社会問題を自分のこととして捉えて他者と意見を交わしながら道徳的価値観を磨いていくことが大切です。こうした中、「特別の教科 道徳」では、「より良く生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」を目標とし、学校の教育活動全体を通じてより良く生きるための基盤となる道徳性を育成することが重要です。

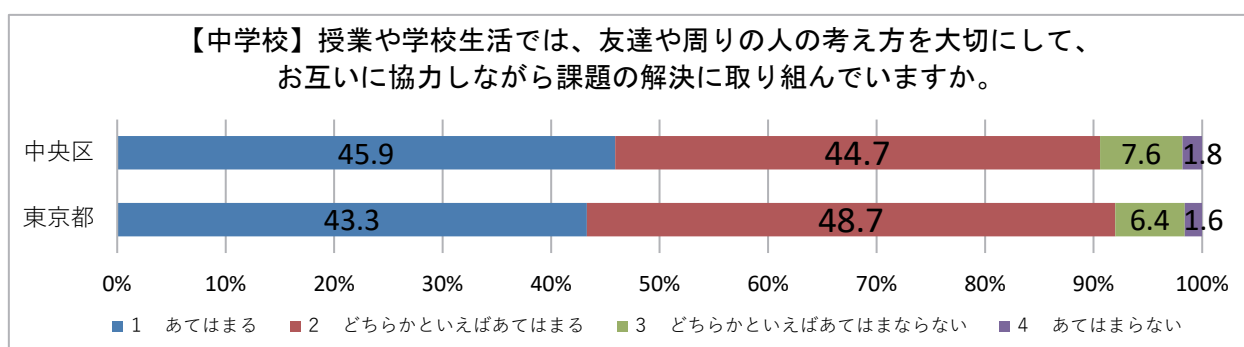
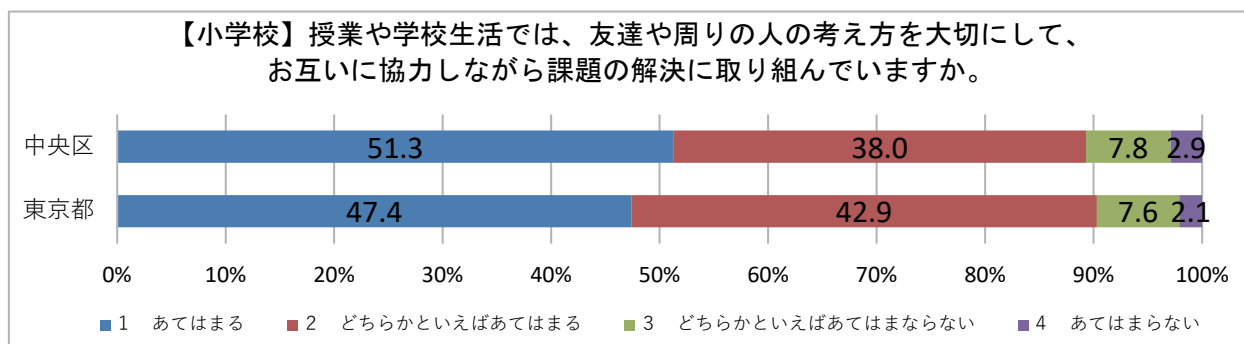
また、子どもたちが他者とより良く関わるためには、自分自身が大切な存在であると実感できるような自尊心を育成するとともに、他者も大切な存在であることを理解し、共感力を高め、慈愛の精神を育むことが大切です。令和5(2023)年度全国学力・学習状況調査では、「自分には、よいところがあると思いますか。」という設問について、肯定的な回答が東京都の平均値と比べて高い傾向にあることが分かっています(図1)。その一方で、自己肯定感が低い児童・生徒も一定数見受けられることから、今後とも子どもたちの自尊感情、自己肯定感等を高めていく教育活動を積極的に展開していく必要があります。令和6(2024)年度全国学力・学習状況調査では、「授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切にして、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいますか。」という設問について、肯定的な回答が東京都と同様に高い傾向にあります。今後とも教育活動全般において協働的な学びを通じて他者との意見交換や協力することの良さを感じることのできる機会を増やしていく必要があります(図2)。

そして、情報社会においては、子どもたちが相手意識を持ちながら情報を適切に扱える資質・能力を身に付けていくことが大切です。また、社会の変化が激しい昨今の状況における子どもの健全育成に向けては、学校と家庭の連携を強化することに加え、地域との信頼関係のもと協力して子どもを育む取組を推進していく必要があります。

(図1) 令和5(2023)年度 全国学力・学習状況調査より



(図2) 令和6(2024)年度 全国学力・学習状況調査より



○ 取組の方向性

① 心を育てる教育の推進

他者により良く関わるためには、自分を適切に、前向きに評価できることが必要であり、道徳の時間等を通して、自分自身の内面を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えることはとても重要なことです。すべての教育活動を通して、自分や他者を大切にする人権尊重の理念や、社会のルールを守る規範意識の醸成について一層の充実を図ります。

② 豊かな人間性を育む体験活動の実施

体験活動は、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤、子どもの成長の糧としての役割が期待されています。キャリア教育や自然体験、宿泊体験、ボランティア等の活動は、豊かな社会性を育むとともに、望ましい勤労観を身に付けさせることができることから、子どもたちが新たな発見、気づきができる体験活動を今後も積極的に取り組んでいきます。

③ 情報を深く考える力の育成

情報社会では、他者を思いやる心を持つことなど、道徳的価値観を磨いていくことが重要です。そのため、情報を、相手意識を持ちながら倫理的かつ多角的に考察し、活用する能力を育成します。

④ 子どもたちを取り巻く環境改善に向けた取組

子どもたちが安心して日々を過ごすためには、自分が大切に思われているということを子どもに実感させる必要があります。そのためには、学校・家庭・地域が、共に育てていくという姿勢を持ち見守り、子どもを取り巻く環境の向上・改善等に向けた取組を行います。

【主な取組】

①-1 人権教育

「人権教育推進委員会⁴⁴」を設置し、個人の尊重や男女平等など毎年度研究テーマを定め、学校・幼稚園・地域の実態に即して人権教育推進上の課題を整理するとともに、人権教育の理念について十分な認識を有する教員の育成をはじめ、人権教育プログラム⁴⁵に基づく教育内容・方法の充実を図ります。学校・幼稚園は、人権教育全体計画および年間指導計画を策定し、偏見や差別をなくし、人権尊重の精神を培い、子どもたちがお互いの多様性を認め合う教育を推進します。特に、いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されないとの認識に立って行動できる力を身に付ける教育を推進します。

①-2 道徳教育

道徳の授業を中心に、教育活動全体を通して道徳教育を推進するとともに、保護者や地域の方が参加して行われる「道徳授業地区公開講座⁴⁶」や深刻ないじめ問題等を解消するため、児童・生徒・保護者を対象に命の尊さや友情といった心に訴える「命と心の授業」を開催します。また、「特別の教科 道徳」においては発達段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題やいじめをはじめとしたさまざまな課題を一人一人の児童・生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」について、道徳教育講座⁴⁷の内容を深めるとともに、各学校が指導内容や指導方法を研究することにより、さらなる道徳教育の推進を図ります。

②-1 キャリア教育⁷

一人一人の社会的・職業的自立が図られ、必要な能力や態度が育まれるよう、キャリア教育の意義と必要性を正しく認識するとともに、学校全体で取り組む推進体制を築き、さまざまな職層研修において子どもの実態や発達に応じた指導内容・方法について改善をしながら推進を図ります。

②-2 集団宿泊体験

豊かな自然をいかした体験活動や共同生活等を通じて、他者を思いやる豊かな心情を育むとともに、児童・生徒一人一人の主体的な学習を推進していきます。

実施学年	宿泊体験名
小学校4年生	セカンドスクール
小学校5年生	夏季林間学校、夏季臨海学校
小学校6年生	移動教室
中学校1年生	宿泊訓練
中学校2年生	移動教室
中学校3年生	修学旅行

②-3 ボランティア活動

地域清掃や高齢者施設訪問、スポーツイベントの運営補助等のボランティア活動を通じて、さまざまな人々との連携・協働やコミュニケーションを体験することにより、子どもたちの社会貢献意識を育成するとともに、地域や社会の一員としての自覚を促します。また、自尊感情や自己肯定感等を高めることにもつながることから、今後もボランティア活動の機会を提供していきます。

③-1 SNS⁴⁸学校ルールの策定

各学校の児童・生徒が主体的に議論し、多角的な視点からSNSの利用におけるルールを策定する活動を実施します。

③-2 セーフティ教室の開催

全小中学校において、関係機関と連携し、スマートフォンの使い方やネット犯罪への対応等を学ぶことができるセーフティ教室を実施します。

④ 家庭教育力の向上

家庭教育の推進や親力の強化を図るため、区、学校関係者、PTA、民生・児童委員、青少年委員等地域の家庭教育関係者で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会⁴⁹」を設置し、学校やPTA、地域の子育て支援団体と連携し家庭教育学習会など家庭教育を学ぶ機会を提供しています。

基本方針2 豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進

(2) いじめを生まない学校づくり

いじめは、いじめられた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を及ぼし、児童・生徒の心に長く深い傷を残します。

本区では、いじめは絶対に許さないという強い信念を持っていじめの未然防止等に取り組んでいます。「いじめはどの学校、どの学級、どの子どもにも起こり得る」という認識のもと、いじめの防止、早期発見に努め、ささいな兆候にも適切に対応していく不断の取組が重要です。

また、いじめの傍観者も加害者の一員であるという認識を子どもたちに理解してもらい、いじめが発生した際には強い気持ちを持ってお互いが助け合えるような学校づくりを推進します。

○ 現状と課題

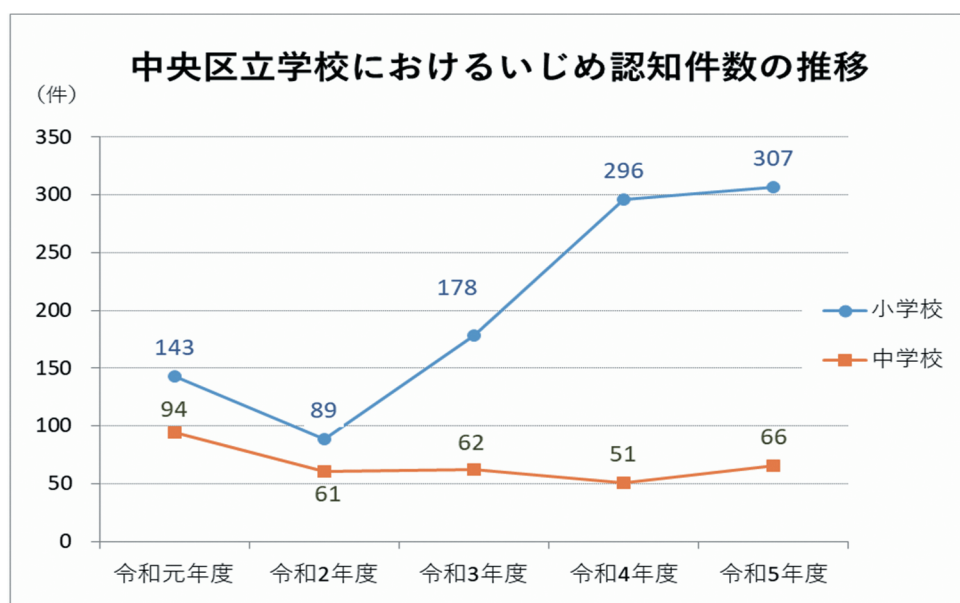
いじめの定義は「他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」です。これは、ふざけ合いなどと勘違いしていじめを見逃すことがないように、本人が嫌だと感じたものはいじめと認知し、未然防止や早期発見につなげていくというねらいがあります。本区はいじめの認知件数（図1）が増加傾向にあるのは、教員が早期発見に向けて、児童・生徒の変化を見逃さず、一人で抱え込むことがないように、組織的に情報交換できる体制を構築し対応している結果であると考えています。

令和5（2023）年度「児童・生徒の問題行動及び事故等の月例調査」の「いじめの態様」を見ると、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」となっています（図2）。これらは、いじめを見ている周りの児童・生徒も「ふざけている」と勘違いしたり、被害を受けている児童・生徒もその時には気付かずに、後になっていじめと認識したりするケースもあります。しかし、このようないじめは教員の目が行き届かないことも多く、まわりの児童・生徒もいじめをいじめとして認識せずに見過ごしてしまう可能性があることから、気が付いたときには重大ないじめに発展してしまうといった危険性がひそんでいるといえます。

最近ではSNS上でのいじめも認知されてきており、学校での学習用タブレットの使用や、スマートフォンの普及により、平成29（2017）年度には小学校で1件、中学校で0件であったものが、令和5（2023）年度では、小学校で10件、中学校で9件と、年々増加している状況にあり、友達の悪口を書きこむ、不適切な画像や動画をアップロードするなどといった行為が見受けられ、SNS上で行われるいじめは、より大人からは見えにくい状況となっています。そのため、日常生活におけるモラルを身に付けるとともに、情報モラル⁵⁰についても指導を適切に行う必要があります。

教員等以外によるいじめ発見のきっかけとして最も多かったのは、「いじめを受けた本人の保護者からの訴え」である一方、「本人からの訴え」や「まわりの児童・生徒からの情報」は少ない状況です（図3）。これは、前述の理由以外にも、いじめられた子ども自身が「心配されたくない」などの気持ちから、いじめを否定する心理が働いている場合が考えられます。まわりの児童・生徒も、いじめと認識しているにも関わらず、「仕返しが怖い」「次は自分かもしれない」などの思いから、勇気が持てず傍観者として情報提供を踏みとどまるケースも考えられます。学校の内外を問わずさまざまな角度からいじめの未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応を組織的に行うことで、子どもたちが安心して相談できる環境を整えることが重要です。

(図1)



(図2)

令和5年度調査 いじめの態様

(単位：件)

区分	小学校	中学校
冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	159	41
仲間はずれ、集団による無視をされる。	15	7
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	69	6
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	14	0
金品をたかられる。	3	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	5	0
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	52	5
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	10	9
その他	0	0
計	327	68

※複数回答あり

(図3)

令和5年度調査 いじめの発見のきっかけ

(単位：件)

区分	小学校	中学校
学級担任が発見した	31	2
学級担任以外の教職員が発見した	18	1
養護教諭が発見した	7	0
スクールカウンセラー等の相談員が発見した	1	2
アンケート調査など学校の取組により発見した	83	47
本人からの訴え	49	4
当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	102	9
児童生徒（本人を除く。）からの情報	14	1
保護者（本人の保護者を除く。）からの情報	2	0
学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報	0	0
その他（匿名による投書など）	0	0
計	307	66

○ 取組の方向性

① いじめの未然防止の取組

いじめを生まない学校づくりを推進するため、「中央区いじめ防止基本方針⁵¹」および各学校における「学校いじめ防止基本方針⁵²」に基づき、さまざまな観点から未然防止に積極的に取り組みます。

未然防止に関しては、道徳科や命と心の授業等を中心に教育活動全体を通して、児童・生徒が互いに認め合い尊重される存在であるという認識を持たせるとともに、「傍観者も加害者の一員である」という意識が持てるように指導します。また、スマートフォンやSNS等の使い方や情報モラル教育⁵⁰を引き続き行うとともに、東京都教育委員会からの学校非公式サイト等の監視による情報を活用していきます。さらに、学習指導要領⁵³に則り、情報モラルの指導を行っていく中で、デジタルシチズンシップ教育の視点を踏まえた教育を行います。

加えて、児童・生徒が不安に思ったとき、友人関係で些細なトラブルがあったときに、教員のみならずスクールカウンセラー等に相談しやすい環境を整え、児童・生徒が悩みを一人で抱え込まないようにします。

② いじめの早期発見・早期対応の取組

いじめを重大化、複雑化させないように早期発見・早期対応に取り組みます。

毎年、いじめに関するアンケートを実施し、さらに、いじめの疑いがあるときには、「学校いじめ対策委員会⁵⁴」を開くなど組織的な対応を徹底します。また「中央区いじめ問題対策連絡協議会⁵⁵」において実際にあったいじめ対応事例をケーススタディとして取り入れるなど協議内容等をより充実させ、学校と関係機関等が一層実効性のある連携・協力体制を構築します。

【主な取組】

①-1 いじめを絶対に許さないという心の教育の推進

道徳の時間や命と心の授業の活用をはじめ、学校生活全体で互いを認め合う心の育成に努めます。併せて、いじめを発見した際には勇気を持って情報提供をすることの大切さを伝え、子どもたちが楽しくのびのびと過ごせる、いじめを生まない学校づくりを推進します。

①-2 教育相談体制の推進【充実】

小・中学校に専任教育相談員を定期的に派遣し、児童・生徒が悩み等を気軽に相談できる環境を整えとともに、スクールカウンセラーによる全員面接を行うなど、SOSの出し方に関する教育を充実します。また、スクールカウンセラーの需要が高い中学校については、派遣回数を増やすなどの対応を図り、きめ細やかな相談を実施します。

さらに、学習用タブレットから教育委員会に直接相談内容を送信できる「中央区子ども相談フォーム」を設定し、子どもの悩みや不安を受け止め、寄り添いながら、解決につなげられるように支援します。

②-1 いじめに関するアンケート等の実施

「中央区いじめ総合対策⁵⁶」に基づいた「学校いじめ対策委員会」による認知の徹底や、年3回の「いじめに関するアンケート」の実施、全教員による状況把握等を通していじめの早期発見に努めます。また、学校がいじめを認知した場合、即時に「学校いじめ対策委員会」を開き、いじめ対応方針と役割分担を校長が決定し、解決に向けて迅速に対応します。

②-2 いじめ問題への対応に向けた体制の整備

「中央区いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会および各学校は、未然防止・早期発見・早期対応など具体的な取組を実施するとともに、「中央区いじめ問題対策連絡協議会」において、全小中学校の生活指導主任、警察関係者、児童館長、PTA代表等がいじめ問題について協議し、早期発見・早期対応を進める体制を構築していきます。

②-3 「中央区いじめ問題対策委員会⁵⁷」の設置

教育委員会は学識経験者や社会福祉関係者、弁護士、心理士等の専門家による「中央区いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめ問題に対する取組状況の検証を行い、いじめ問題への対応の改善を図っていきます。

基本方針２ 豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進

（３） 良好な教育環境の推進

子どもたちが良好な学習空間で学び、教員や友達との関わりを大切にしながら安全に安心して学校（園）生活が送れるよう、学校施設等の教育環境を充実していかなければなりません。特に、学校施設の整備にあたっては、単なる保全等を目的とした「施設整備」に留まらず、ＩＣＴ機器等の基盤整備、認定こども園への取組など、新しいニーズに対応するとともに、中学校35人学級化など国の動向等を注視しながら、子どもたちにとってより良い教育環境を構築していくことが重要だと考えています。

○ 現状と課題

本区は、定住人口の増加に伴い、児童・生徒数が増加しており、推計では今後も増加していくことが予想されています（図1）。このような状況の中、区内の開発動向をはじめ、地域の状況を踏まえながら、適切な時期に学校施設を整備していく必要があります。

とりわけ、月島地域については、東京2020大会の選手村跡地が住宅転用されたことに伴い、本区の力強い人口増をもたらす地域として、普通教室の確保をはじめとした教育ニーズを的確に捉えながら、義務教育環境の維持・向上が必要です。そのためには、学校内の余剰空間の教室化や増築の検討をはじめ、確度の高い人口推計に基づく児童・生徒数の予測や柔軟な通学区域の見直しを行うことが重要です。また、引き続き、勝どき地区や豊海地区など月島地域全体にわたる住宅開発に伴う児童・生徒数の増加傾向を注視しつつ、適宜適切な対策を講じていくことが求められています。

施設整備に際しては、敷地の確保が困難な中でも校庭面積を確保できるように屋上等の空間を有効活用するなどの工夫をするとともに、教員・児童・生徒がいつでもＩＣＴ機器を使えるよう情報通信ネットワークの整備を進めるなど学校教育や情報技術の進展に対応し、長期的に有効活用できる施設づくりを行う必要があります。また、学校は、年代を問わずさまざまな人が利用する地域の防災拠点でもあることから、校（園）舎のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化等を図り、安全性や防災機能の充実はもちろんのこと、良好な教育環境の推進のために、あらゆる面から学校施設を整備していくことが重要です。

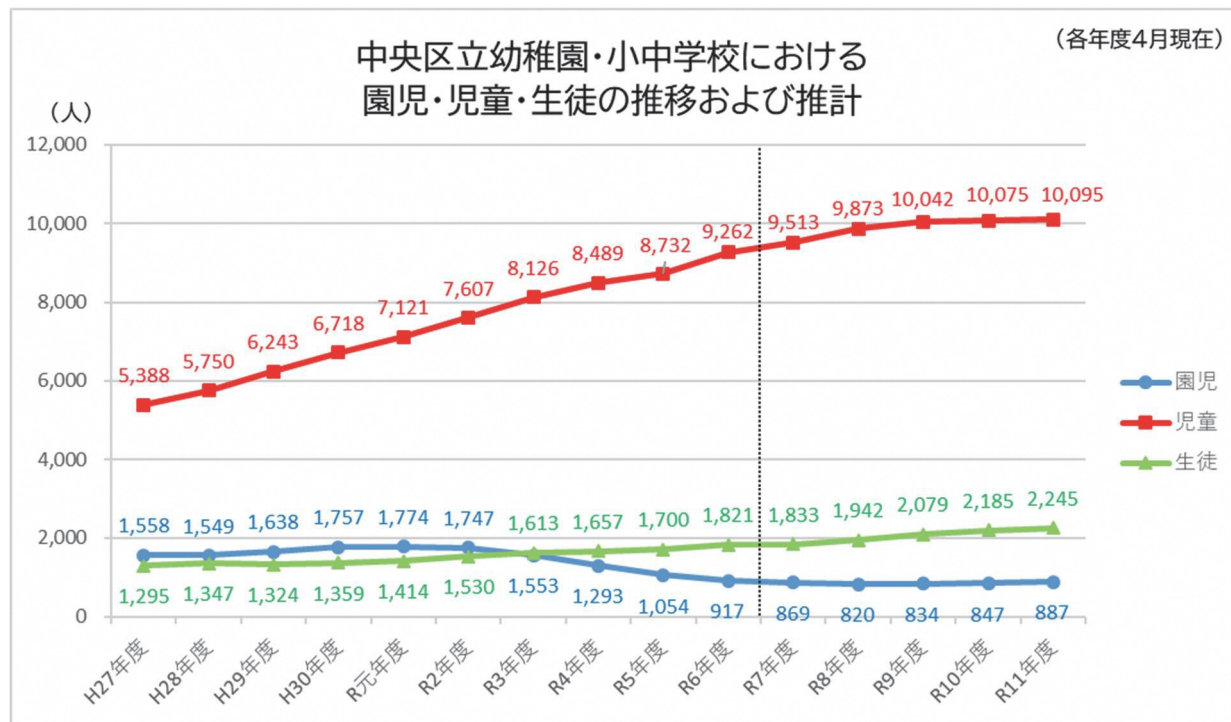
加えて、中央区公共施設等総合管理方針⁵⁸や中央区学校施設個別施設計画⁵⁹に基づき、学校施設を長く有効に使用していくために学校インフラの整備を計画的に実施するとともに、児童・生徒が日々安全に安心して生活できるように維持管理を適切に行っていく必要があります。

さらに、温室効果ガスの増加による地球温暖化等の環境問題が世界規模で深刻化していることから、施設改修の機会を積極的に捉え、新築や改築の際には原則ＺＥＢ*化の達成を目指すなど、良好な教育環境を確保することはもとより、省エネルギー化を図りゼロカーボンの推進に取り組んでいきます。

本区では、子育て世帯を中心とした人口の増加に伴う保育園や一時預かり保育⁶⁰の需要が高まっています。国が平成27（2015）年度に開始した子ども・子育て支援制度により、区と法人が協定を結び運営等の基本的事項を定めることで、区が運営に関与することができる公私連携方式⁶¹が導入されました。

それを踏まえて、本区においても幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園⁵を整備し、多様なニーズに対応していくことが求められています。併せて、区立幼稚園においても、子育て支援の充実を図る必要があります。

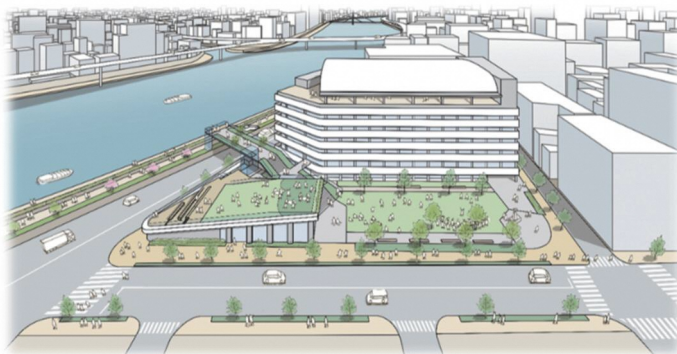
(図1)



コラム

*ZEBとはNet Zero Energy Buildingの略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented の4段階の定義がある。

<日本橋中学校 校舎イメージ (令和11年(2029)年改築)>



<晴海西小学校第二校舎 校舎イメージ (令和11年(2029)年新築)>



中央区基本計画2023の中で、区有施設における脱炭素に向けた率先的な取組を推進することが明記されており、日本橋中学校や晴海西小学校第二校舎の整備においては、断熱性能の高い窓や高効率空調を採用し、環境負荷に配慮した施設づくりを進めています。

○ 取組の方向性

① 学校施設の整備等

学校施設の増改築・改修、整備を進める際には、バリアフリー化や防災拠点機能の充実を図るなど、地域コミュニティの核にふさわしい施設を目指すとともに、自然エネルギーや省エネルギー設備の導入、屋上・壁面の緑化等を促進し、環境負荷の低減はもとより、環境教育の推進にも適う施設づくりを進めていきます。

また、学校施設の整備等に当たっては、地域の状況や最新の学校別の推計、教育環境整備に係る法制度の動向に基づき毎年検討を行い、教室等に過不足が生じないよう数年前から計画的に行っていきます。

さらに、学校施設の保全については、令和2年度策定の中央区学校施設個別施設計画に基づき、学校施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進します。子どもたちが安全で快適に学ぶことができるよう、学校施設を計画的に改修します。

② GIGAスクール構想の推進

GIGA第2期^{6,2}に向けて、学習や校務に要する端末の更新、ネットワーク環境の強化やクラウド型のシステムを導入するなど、GIGAスクール構想のさらなる推進を図ることができる環境を整備します。

③ 幼児教育環境の充実

公私連携幼保連携型認定こども園の開設のほか、区立幼稚園での弁当給食や預かり保育を実施するなど、幼児教育支援事業を推進します。

【主な取組】

①-1 学校施設の整備等【新規】

今後の児童・生徒数の増加に対応するため、ZEB化の推進など区の基本計画や方針に基づき、日本橋中学校の改築および晴海西小学校第二校舎の整備を進めていき、ゼロカーボンの推進に向け、環境にも配慮した教育施設を整備します。

①-2 学校施設の維持管理

学校・幼稚園増改築等のスケジュール

学校名	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	
泰明小学校 泰明幼稚園			設計(一期)	設計(二期)	設計(三期)	設計(四期)	設計(五期)					
				改修(一期)	改修(二期)	改修(三期)	改修(四期)	改修(五期)				
常盤小学校 常盤幼稚園			改修設計	諸調整	改修							
						※久松幼稚園移転						
久松小学校 久松幼稚園						改修設計	諸調整	改修				
銀座中学校			設計	諸調整				改修				
日本橋中学校						基本設計	実施設計	諸調整	解体・改築工事			
晴海西小学校 第二校舎										※令和10年度しゅん工予定		
						基本設計	実施設計		諸調整	整備工事		
										※令和10年度しゅん工予定		

②-1 端末の更新【充実】

GIGA第2期に向けて、学習や校務に要する端末を円滑に更新します。また、クラウド型のシステムを導入し、端末の活用の幅を広げることで、GIGAスクール構想のさらなる推進を図ることができる環境を整備します。

端末	実施項目	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)								
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
GIGA第2期端末	リースおよび購入	●契約の締結			●端末の納品						
	端末の構築(設定)				●構築に係る契約						
	学校への納品					●新入生分					
	児童や生徒への引渡						●全児童・生徒分				
GIGA第1期端末	児童や生徒からの引取								●引取期限		
	リース会社への返却									●返却	

②-2 ネットワーク環境の改善【充実】

GIGA第2期に適したネットワーク速度を確保することで、ICT教育における最適な学習環境を実現します。

②-3 ICT支援員⁶³によるサポート【充実】

全小中学校がICT支援員によるサポートを受けることができる環境を実現し、ICT機器の活用方法に関する研修を実施するなど、教員の情報活用能力を向上させ、教育の質の向上を図ります。

③ 幼児教育環境の充実【新規】

多様なニーズに対応していくため、公私連携幼保連携型認定こども園である渋谷教育学園晴海西こども園を開設したほか、全区立幼稚園で、弁当給食および預かり保育を実施します。また、「音」や「自然」など各園が設定するテーマに沿った探究活動を実践し、園児の非認知能力向上を図る「すくわくプログラム⁹」を実施することにより、さらなる幼児教育環境の充実を図ります。

<晴海西小・中学校 校舎（令和6（2024）年4月1日開校）>



基本方針3 健康な体づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

健康な体をつくることは、子どもたちが豊かな生活を送るために必要なことであり、教育目標でも掲げている「生きる力」の根底にあるもので、食育は、知・徳・体の基礎となる重要な教育活動です。また、成長期の過程において健康な体づくりを行うためには、バランスのとれた食事を摂ることや適正な睡眠時間を確保するといった規則正しい生活習慣を身に付けることが最も大切です。加えて、子どもの喫煙や飲酒等による健康被害に関する正しい知識と理解を深める健康教育を推進することも重要です。

○ 現状と課題

現在、共働き世帯の増加や核家族化の進展等といった生活環境の多様化に伴い、食生活も変化しています。「中央区健康・食育プラン2024⁶⁴」においても、家族で食卓を囲む機会の減少や家庭における子どもへの食育機会の減少、欠食、栄養バランスの偏り等が指摘されています。こうしたことから、食生活の乱れによる生活習慣病の増加等の実態を踏まえ、健全な食生活や健康的な食習慣を身に付けるための食育を推進していくことが重要です。

本区では、学校設置者として提供する給食を無償化するとともに、学校における食育指導をはじめ、東京産食材の使用のほか給食メニューの公開など、食育に関する普及啓発活動に取り組んでいます。

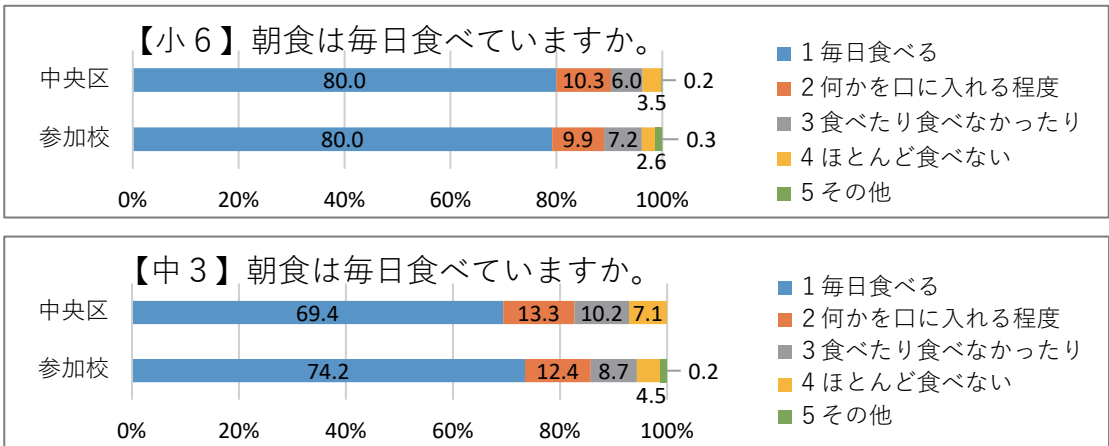
令和5（2023）年度に実施した学習力サポートテストの生活習慣に関するアンケートでは、朝食の摂食状況に関する質問があり、本区の状況は小学校まではおおむね参加校平均と比較して同じような状況ですが、中学校3年生になると「毎日食べる」と回答した割合が参加校平均に比べて低いことが分かりました（図1）。また、「毎日食べる」と回答した割合は小学校6年生に比べて中学校3年生が低くなっています。これは、思春期特有の外見を気にする時期であること等が考えられるほか、国の「早寝早起き朝ごはんで輝く君の未来⁶⁵」の資料でも指摘しているとおり、スマートフォンやゲーム等の使用時間の増加に伴う睡眠時間の減少からくる食欲減退も原因の一つではないかと考えています。

国の同資料では、年齢ごとに必要な睡眠時間は、小学生は9～11時間、中学生は8～10時間とされています（図2）。本区の児童・生徒の就寝時刻は、小学校6年生では午後10～11時頃、中学校3年生になると大半が午後11時以降となっており（図3）、必要な睡眠時間には個人差があるものの、起床時間から考えても全体的に睡眠不足の状態にあるといえます。一方で、スマートフォン等の使用時間については年齢が上がるにつれ増えている状況であり（図4）、児童・生徒本人が睡眠の大切さや役割をしっかりと認識し、その時間の確保に努めるとともに、家庭におけるスマートフォン等の使用に伴うルールづくりの徹底が求められています。

しかし、生活習慣に起因する問題に対しては、これまでも学校や各家庭で指導しているにも関わらず、なかなか子どもたちに定着していないのが現状です。その理由としては、規則正しい生活習慣を身に付けさせようとしても欠食や偏食、睡眠不足等が直ちに体調の変化として現れるわけではなく、実生活において身体の不調に対しての実感が持ちにくいことが考えられます。また、生活習慣の乱れはさまざまなところで悪影響を及ぼすものであることから、子どものうちから規則正しい生活習慣を身に付けさせることが喫緊の課題となっています。

引き続き、子どもの健康問題の動向を注視しながら、心の健康や喫煙、飲酒、危険ドラッグ等の薬物乱用による健康被害に関する正しい知識と理解を深める健康教育の充実も必要です。

(図1) 令和5(2023)年度 学習力サポートテストから抜粋



(図2)

必要と考えられている人間の年齢別睡眠時間

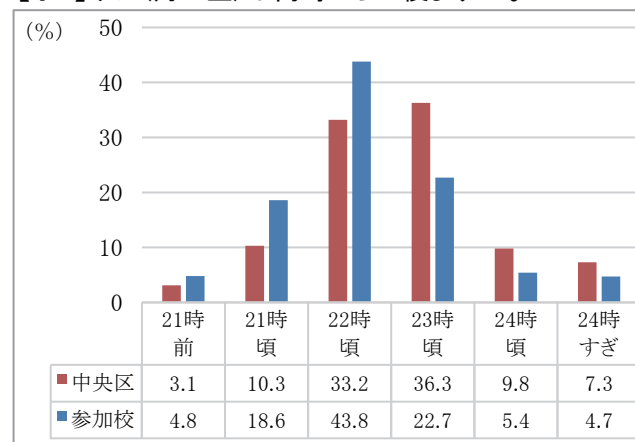
(文部科学省資料引用 出典:「2015米国国立睡眠財団」公表資料)

年 齢	望ましい睡眠時間
0 ～ 3か月	14 ～ 17時間
4 ～ 11か月	12 ～ 15時間
1 ～ 2歳	11 ～ 14時間
3 ～ 5歳	10 ～ 13時間
6 ～ 13歳	9 ～ 11時間
14 ～ 17歳	8 ～ 10時間

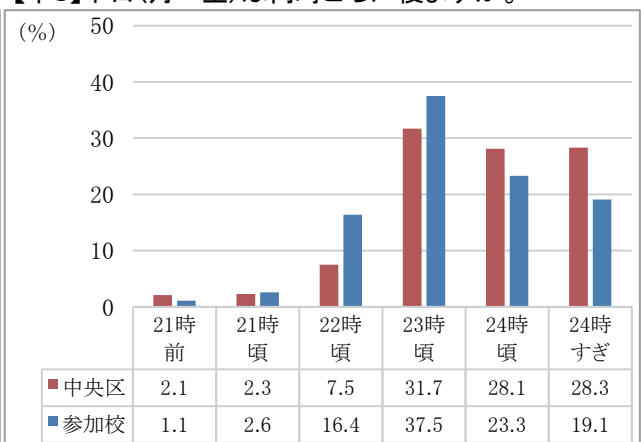
※必要とされる睡眠時間の長さには個人差があります。

(図3) 令和5(2023)年度 学習力サポートテストから抜粋

【小6】平日(月～金)は何時ごろに寝ますか。

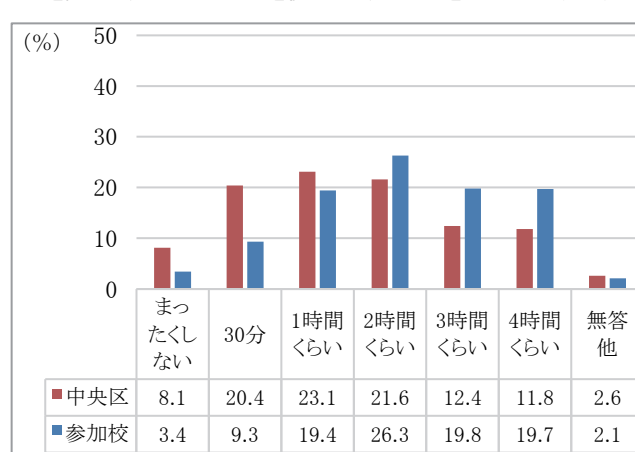


【中3】平日(月～金)は何時ごろに寝ますか。

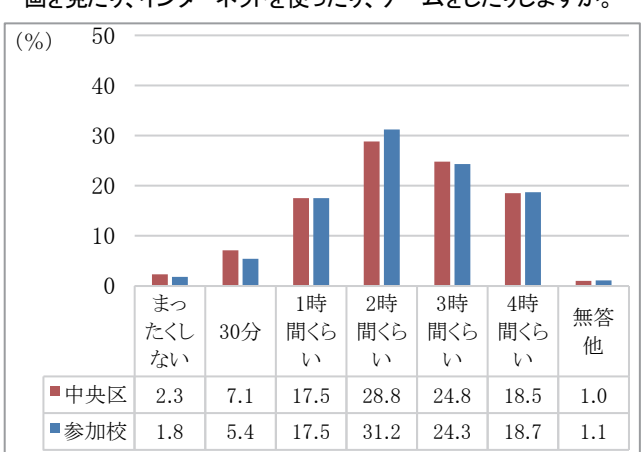


(図4) 令和5(2023)年度学習力サポートテストから抜粋

【小6】平日(月～金)、1日当たりどれくらいの時間、テレビや動画を見たり、インターネットを使ったり、ゲームをしたりしますか。



【中3】平日(月～金)、1日当たりどれくらいの時間、テレビや動画を見たり、インターネットを使ったり、ゲームをしたりしますか。



○ 取組の方向性

① 規則正しい生活習慣の定着

好き嫌いなくバランスの良い食事を摂る、就寝時間を見直し早寝早起きを推奨するなど、幼児・児童・生徒一人一人が健康についての正しい認識を持ち、主体的に行う健康づくりを推進していきます。また、子ども自らが規則正しい生活を送ることができるよう、学校のあらゆる機会を利用して生活習慣の見直しに向けた指導を行っていくとともに、保護者に対しても家庭における生活時間の見直しについての啓発を行い、学校と家庭とが協力して対応していきます。

② 関係機関との連携や外部講師を活用した健康教育の充実

専門知識や指導力のある外部講師も積極的に活用しながら、健康全般に関わる教育を推進していきます。また、生活習慣病やがんについて正しく理解するとともに、健康と命の大切さについて主体的に考える態度を育成します。

【主な取組】

①-1 食育に関する授業

本区の地域特性をいかし、飲食店のプロの料理人や大学講師等の「食」の専門家を招いて特別授業を実施し、食育授業の充実を図ります。小学校では、親子で食事を作る楽しさを伝える「親子クッキング」の実施、中学校では生徒自身が調理実習を行う「食育クッキング」を実施し、食への関心を高める機会を通じて、朝食をとることの大切さやバランスのよい食事の必要性について普及啓発を図ります。

①-2 生活習慣の見直しの徹底

生活時間の見直しなど、子ども自ら規則正しい生活を送ることができるよう、校内でのPTA活動等の機会や教育広報紙「かがやき」⁶⁶、学校便り等を通じて家庭での過ごし方について啓発を行います。

②-1 健康教育

生活習慣病の予防をはじめとした健康づくりを推進するため、学校医や保健所等の関係機関と連携した規則正しい生活を送る指導を行います。また、健康教育の一環として、全小中学校でがんについて学習するとともに、中学校では外部講師を招いたがん教育を実施します。

②-2 薬物乱用防止等の推進

学校医・学校薬剤師や警察署等の関係機関と連携を図り、危険ドラッグ等の薬物乱用のほか、市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）による健康被害と健康・安全に関する正しい知識と理解を深める学習を行います。

<小学校・親子クッキング>



<幼稚園・芋掘り>



<中学校移動教室・田植え体験>



基本方針3 健康な体づくりの推進

(2) 学校における体育・スポーツ活動の充実

成長期に活発な身体活動を行うことは、子どもたちの心身の成長・発達に必要な体力を高めるだけでなく、生涯にわたり健康を保ちながらいきいきと生活していく活力の育成にもつながります。特に小学校低学年までの子どもは、遊び等による身体活動を通して、体の動かし方を会得し、脳の発達を促していくなど、体を動かすことと心身の発達が密接に関連していると言われています。楽しさや喜びを感じながら運動やスポーツを行い、習慣化させることは子ども一人一人の豊かなスポーツライフの実現につながり、生きる力を支える重要な要素となります。

○ 現状と課題

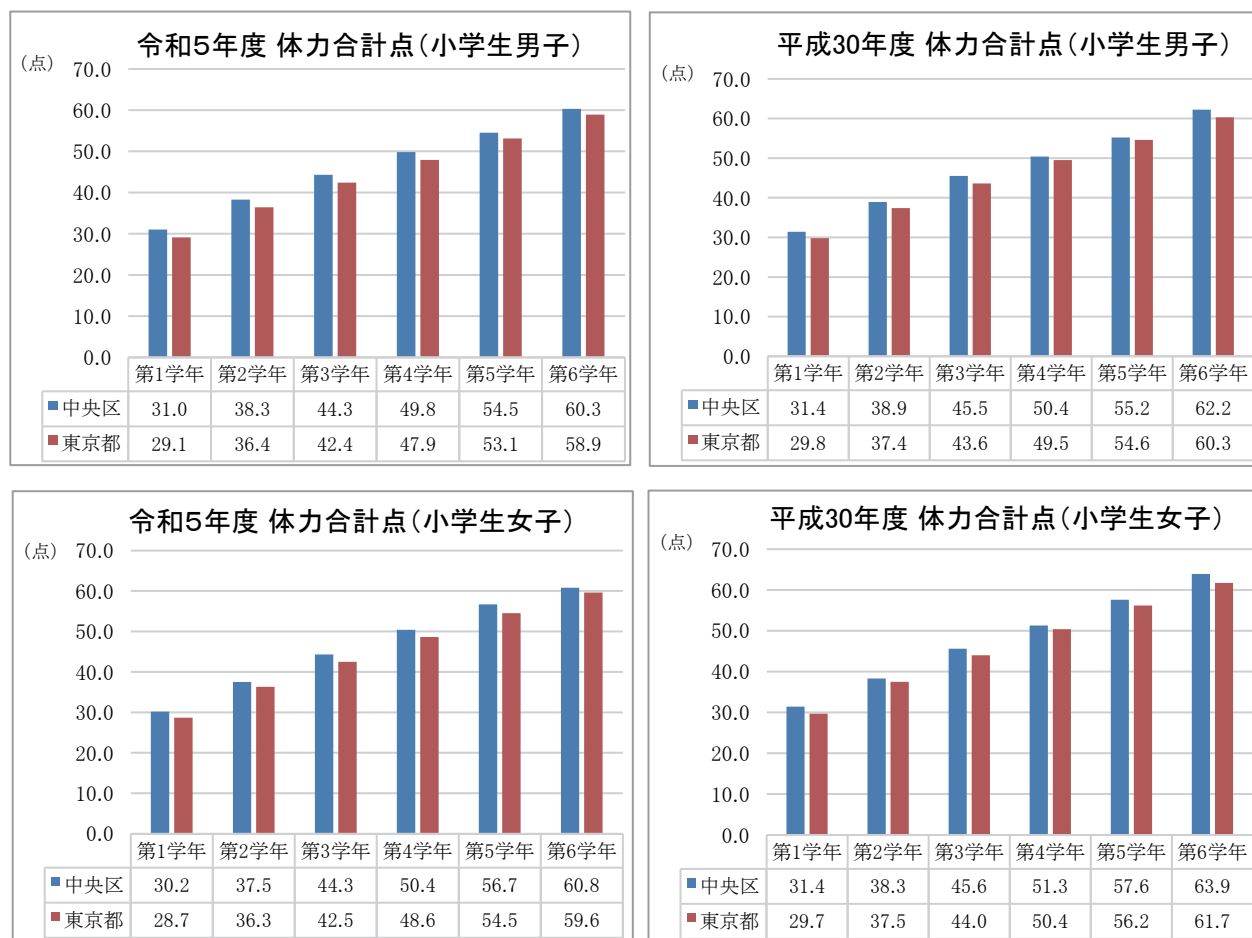
本区の児童・生徒の体力は、「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」等の体力調査の各種目の合計点から測ることができます。本区では、都心区特有の運動場等の確保が難しい現状を受け、これまで全小中学校においてマイスクールスポーツ（1校1運動）⁶⁷の実施や体育の授業に体育指導補助員⁶⁸を配置するなど、全児童・生徒の体力の向上を掲げさまざまな取組を実施してきました。また、就学前から運動習慣を定着させるために全幼稚園を「運動遊び推進園⁶⁹」に指定するなどの取組も併せて実施し、体力の向上を図ってきたところです。

その結果、令和5（2023）年度に実施した体力調査の結果では、平成30（2018）年度と同様に、男女ともに小・中学校の全学年で東京都平均を上回る結果が出ており、これまでの取組の成果が形となって現れているものと評価をしているところです（図1）。一方で、各種目別の観点で国や東京都の記録と比較してみると、小学校男子および女子の長座体前屈、小学校女子のソフトボール投げ、中学校女子の上体起こしにおいて区の平均値が下回っている傾向が見られ、課題となっています（図2）。引き続き、運動が苦手な子どもや日常的に体育の授業以外で運動をしない子どもに対して、体力向上や運動を習慣化させるなどの取組を充実していく必要があります。そのためには、体育活動を通じて、子どもたちの健康増進と体力向上を図るとともに、東京2020大会を契機として取り組んだオリンピック・パラリンピック教育（学校・幼稚園2020レガシー）⁷⁰を推進し、さまざまなスポーツを体験させることが重要です。

さらに、学習指導要領において、体力や技能の程度、性別や障害の有無等を超えて運動やスポーツを楽しむための指導の充実等が示されたところであり、誰もが生涯にわたってスポーツを主体的に楽しむ態度の育成についても求められています。

児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果

(図1)



(図2)

東京都平均以上の記録

全国平均以上の記録

全国・東京都平均以上の記録

小学校

中央区	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	ソフトボール 投げ(m)
1年男子	11.6	25.6	8.1
2年男子	13.8	26.5	11.0
3年男子	16.1	30.1	13.8
4年男子	18.4	31.0	17.2
5年男子	19.8	34.2	20.0
6年男子	21.5	35.4	23.9
1年女子	10.5	27.7	5.2
2年女子	12.9	30.0	6.7
3年女子	15.1	33.7	8.4
4年女子	17.5	35.4	10.6
5年女子	19.4	39.1	12.2
6年女子	19.5	41.0	13.6

中学校

中央区	上体起こし (回)	持久走 (秒)
1年男子	23.2	436.7
2年男子	26.3	381.0
3年男子	28.0	388.2
1年女子	20.3	322.5
2年女子	21.8	285.9
3年女子	22.7	292.8

○ 取組の方向性

① 体力の維持・向上に向けた取組

体力調査の結果に基づいて、全小中学校における種目別等の課題を明らかにして授業改善を図ります。また、小学校における体育指導補助員、中学校における運動種目ごとの専門的スキルや指導能力を有する種目別の指導員を配置するとともに、外部講師や運動器具等を効果的に活用するなど、全小中学校の実態に応じた体力向上につながる体育指導を充実していきます。

また、幼稚園においては、引き続き全幼稚園を「運動遊び推進園」に指定し、幼児期からの運動能力の向上を意識した運動遊びの充実を目指します。

② 授業以外の運動機会の拡充

授業だけではなく休み時間等に運動する時間を確保するとともに、マイスクールスポーツの取組の充実等により、年間を通じて学校全体で体力向上の取組を推進します。また、多様なスポーツに触れる機会を設けることで、生涯を通じて主体的に体を動かすことを楽しむ態度の育成を図ります。

【主な取組】

①-1 体育・保健体育授業の質の向上

体力調査により本区の児童・生徒の体力の状況を客観的に把握し、子どもたちの健康や体力向上に関する意識を高めるとともに、実施結果に基づき、全小中学校において体力向上に資する取組を設定し、意図的・計画的に実施することにより体力のさらなる向上につなげています。

また、外部講師による最新かつ科学的な知識に基づく運動指導の研修の充実を図るとともに、小学校における体育指導補助員、中学校における専門的スキルや指導能力を有する指導員を効果的に活用し、体育・保健体育の授業の質を高めます。また、スポーツクラブの講師やアスリート等を招き園児・児童・生徒へのスポーツ教室を実施することで、スポーツに対する興味・関心を高めます。

①-2 運動遊び推進園の取組

全幼稚園を「運動遊び推進園」に指定し、各園の実態に応じて、遊具の整備や活用を行うとともに、外部講師から指導法を学ぶなど教育の指導力を高めるための実践を進めていきます。また、幼児期に身に付けさせたい動作や運動遊びの時間の変化等について数値化し検証を行い、運動遊びのさらなる充実を図ります。

②-1 マイスクールスポーツ（1校1運動）

日常的な運動習慣の定着に向け、全小中学校がそれぞれ縄跳び、一輪車、持久走など重点的に取り組むスポーツを掲げて、児童・生徒の健康づくりと体力向上を図ります。

②-2 誰もが取り組みやすいスポーツの導入

オリンピック・パラリンピックでも注目されたボッチャのようにゆるやかに体を動かすスポーツのほか、子どもの関心が高く、一人一人に合わせて強度が調節できるスポーツ等に取り組む機会を設けていきます。

<幼稚園・運動遊び>



<小学校・ラグビー体験>



<中学校・運動会>



基本方針4 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実

(1) 図書館サービス⁷¹等の推進

図書館は、誰もが知りたい情報や知識を無料で得ることができる身近な施設であり、図書館サービスを通じて本を読むことの大切さや楽しさを伝える役割を担うとともに、区民の生活・経済・医療・学び等の課題解決を支える知の拠点です。実際に本を手にとって読む「読書」によって、言葉の意味をより深く理解し語彙が豊富になるだけでなく、想像力が磨かれて豊かな表現力が身に付き、自分以外の人の物事の捉え方や考え方を疑似体験することで、自分の意見や考えと比較して客観的に物事を捉えることができるようになります。また、言語能力を向上させる重要な活動の一つであることから、教育委員会では、予測が困難なこれからの時代を生きる子どもたちに対し、読書によって身に付く能力や資質を積極的に活用してほしいと考えています。

○ 現状と課題

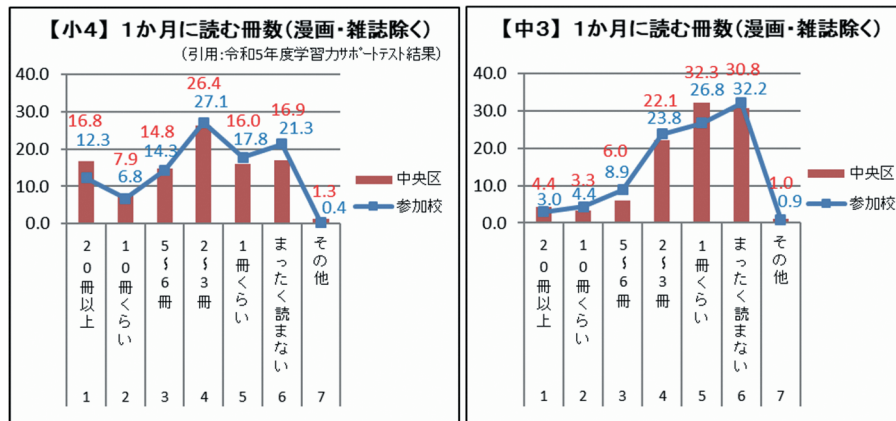
全国的な傾向として子どもの読書離れが進行していると言われていた中、本区の小・中学生の令和5(2023)年度学習力サポートテストの調査結果では、中学校3年生になると小学生時よりも本を読まない現状が浮き彫りになっています(図1)。令和5(2023)年3月に策定した「第四次中央区子ども読書活動推進計画⁷²」中、小学校5年生、中学校2年生を対象としたアンケート調査によれば、「読書が好き」と答えた小学生は53.7%であるのに対し、中学生になると37.4%にまで低下しています(図2)。また、本を読まなかった理由としては、小学生では「本を読むのが嫌いだから(33.3%)」が最も多いのに対し、中学生では「読みたい本がないから(36.6%)」、次いで「本を読む時間がないから(25.7%)」となっています(図3)。これは、国と同様、年齢が上がるにつれスマートフォンの使用時間や勉強、部活動等の時間が増えるといった生活環境の変化が読書離れの原因の一つとして考えられますが、アンケートの結果を見ると面白い本と出会える機会がなく、本そのものに興味・関心が持てていないことや自分で調べることの楽しさを実感していないことが根底にあるのではないかと考えています。

こうした状況の中、本区の定住人口は増加しているものの、図書館における入館者数や貸出者数はおおむね横ばい傾向にありましたが(図4)、令和4年12月に京橋図書館が「本の森ちゅうおう⁷³」へ移転し、令和6年7月には晴海図書館が新たに開設したことに伴い、入館者数・貸出者数とも大きく伸びている機会を捉え、まずは手軽に本や各種資料に触れることができる図書館に多くの人に足を運んでもらうことが大切です。

また、晴海図書館の完成をもって区立図書館は4館体制となり、ハード面の基盤整備は完了となりました。区民の知的好奇心を支える拠点施設として、各館では基本的な図書資料に加え、地域特性や年少人口の増加に応えられる蔵書構成が重要であると捉えています。

さらに、江戸開府以来、文化・商業・情報の中心として発展を遂げてきた本区は、歴史的・文化的に重要な資料等を数多く保有しています(図5)。閲覧に供する資料は図書館で、保護を必要とする資料は郷土資料館でそれぞれ管理しており、これら関連する資料等については京橋図書館・郷土資料館の複合施設「本の森ちゅうおう」での一括管理や魅力的な展示等の有効活用が望まれています。

(図1)

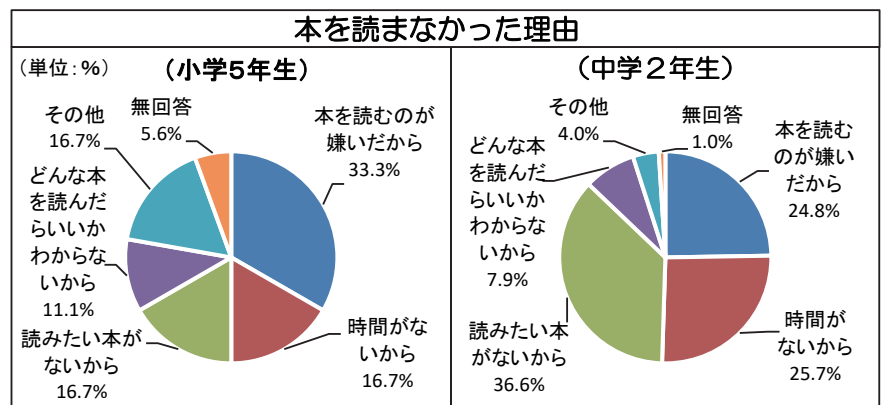


(図2)

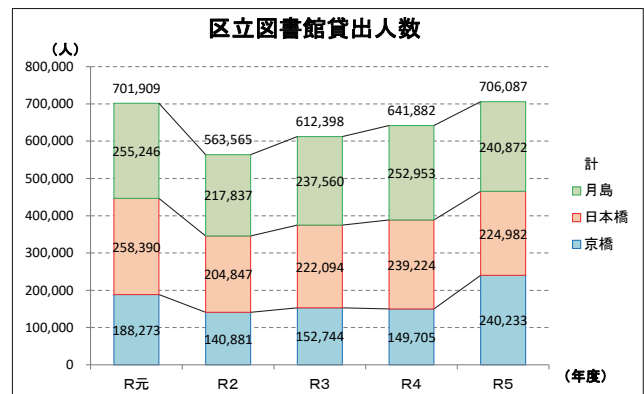
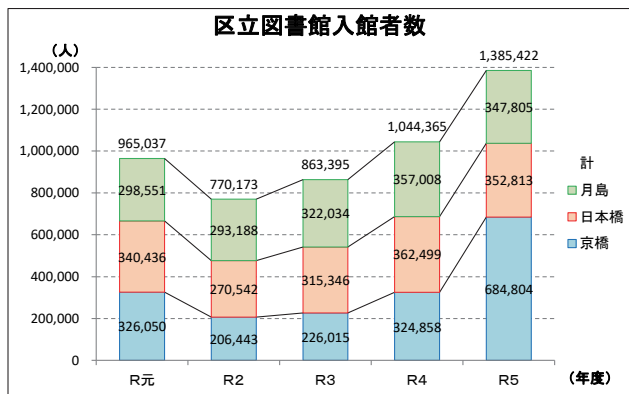
(単位: %)

本を読むことが好きですか。	小5	中2
好き	53.7%	37.4%
どちらかという好き	28.7%	36.8%
どちらかという嫌い	14.6%	19.5%
嫌い	3.0%	6.2%

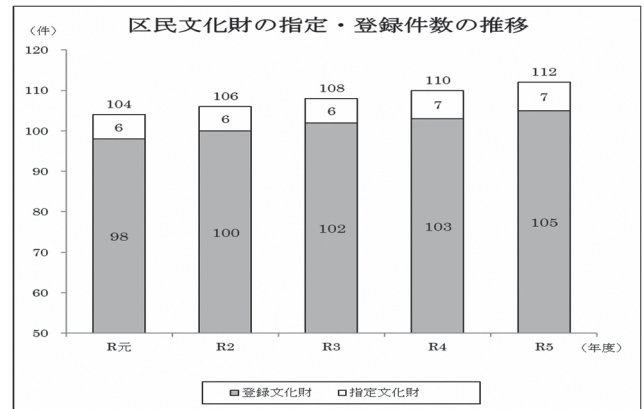
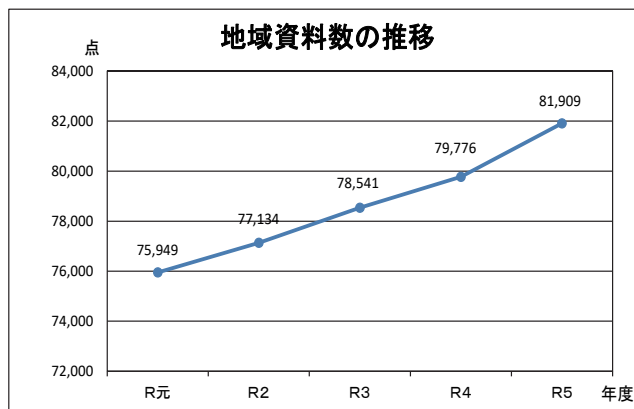
(図3)



(図4)



(図5)



※郷土資料館が収蔵する郷土資料の総数は約29,000点

○ 取組の方向性

① 魅力ある図書館の整備

「地域の生涯学習拠点」である図書館、郷土資料館および生涯学習の機能を融合させた「本の森ちゅうおう」では、さまざまな区民ニーズに応えられるよう、子どもが読書等に親しめるエリアの設置、文化財のさらなる活用推進のため郷土資料と地域資料を融合した展示や関連書籍の配架を行うほか、区の情報について積極的に発信していきます。

日本橋・月島の図書館では、時代にあった蔵書の拡充や多岐にわたる質問に応えるレファレンス⁷⁴など、利用者にとって利便性の高い図書館サービスや読書環境を提供していきます。

また、子育て世代の人口増加が予想される晴海地区に、子どもたちの読書、学習環境を整備した晴海図書館を開設しました。4館となった区立図書館では、引き続き読書環境の充実を図ります。

② 学校等と連携した読書活動の推進

図書館司書のおすすめ本や教員の意向に沿った資料等を図書館側から定期的に各学校へまとめて貸出を行い、学校図書館の蔵書の拡充を図ります。また、貸出と併せて、図書館司書が魅力的な展示方法や書評の作成方法等を指導するなど、学校における読書環境の充実を図ります。

また、中学生までの読書体験や本に触れる機会を増やすことが重要なことから、今後も引き続き読書活動を推進するための各種取組を行い、本を読むことの楽しさ、自分で調べることの楽しさなどを実感してもらう取組を展開していきます。

③ 文化財の保護・普及啓発等

区内に保有する文化遺産について広く調査し、その価値が損なわれないよう区民文化財⁷⁵として指定・登録するとともに、所有者等に対して保存に関する啓発を行います。また、文化財保護意識の普及・啓発を図るため、広報紙や企画展、ホームページ等で幅広く公開していきます。さらに、区内に存在する文化財や歴史的資料について、展覧会等を通じて広く周知するなど、区の歴史や文化についての興味や知識を深め、文化財に対する保護意識や次世代への継承の意義を啓発していきます。

【主な取組】

①-1 「本の森ちゅうおう」を中心とした区立図書館の運営

区立図書館の中心館である「本の森ちゅうおう」は、子どもから大人まで誰もが親しみを持って利用でき、歴史・文化を未来へ伝え、新しい時代を創造する地域の生涯学習拠点として充実を図ります。また、蔵書の充実や区政の情報発信のほか、学校図書館との連携、イベントの実施により読書の魅力創造に取り組みます。

①-2 地域特性に応じた図書資料の収集

各区立図書館では、図書のリクエストのほか、地域特性に応じた図書資料の収集を行っています。「本の森ちゅうおう」（京橋図書館）は4館の中心館としてさまざまな分野の幅広い資料を収集するとともに、日本橋・月島・晴海の3館についてはそれぞれの地域特性を踏まえた蔵書構成となるよう、各図書館の特色をいかした読書環境の充実を図ります。

①-3 電子書籍貸出サービス【充実】

登録すれば図書館に行くことなくインターネットに接続可能な端末（パソコンやタブレット等）から

電子書籍を借りられる電子書籍貸出サービスを実施しており、読書機会の拡充に向けた充実を図ります。

①-4 図書館ボランティア⁷⁶および郷土資料館サポーター⁷⁷の活用

図書館において、読み聞かせボランティアによるお話し会の開催や目の不自由な方を対象とした対面朗読の実施、CD等のタイトル一覧の点訳作成をボランティアの協力により行うとともに、郷土資料館では、郷土資料館サポーターによる常設展や特別展の展示資料の解説を行います。

また、ボランティアの技術の向上を図るため、講習会等の開催のほか、読書や郷土資料に関するさまざまな情報を提供していきます。

②-1 小・中学校等への巡回貸出等

図書館司書がおすすめする本や授業等で活用できそうな本を各学校へまとめて定期的に貸し出す「定期巡回貸出」や発表者が持ち寄った本を紹介し、参加者が一番読みたい本を投票で決める「ビブリオバトル⁷⁸」の開催、「図書館見学会」、司書が学校に出張して読み聞かせを行ったり図書館の利用方法等を教えたりする「おでかけ図書館⁷⁹」を行っています。加えて、全小中学校に配備されている学習用タブレットを活用してGoogle Classroom内に「図書館」クラスを作成し、図書館や図書に関する情報に簡単にアクセスできるよう整備しているとともに、子ども向けオンライン辞典サービス「sagasokka!」を導入し、情報活用能力の向上を図るなど、学校と連携・支援を深めています。

②-2 学校図書館支援センター¹¹の設置・運営<再掲>

学校図書館支援センターを設置・運営し、学校司書の配置や読書活動推進に関する年間計画の作成・事業の企画等を通じて、学校図書館の適切な蔵書管理を行うとともに、機能を強化することで探究的な学習や読書活動の充実を図ります。

②-3 「第四次中央区子ども読書活動推進計画」の推進

児童・生徒の読書活動を推進していくため、「第四次中央区子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館では「子ども読書の日」を記念したお話し会等のほか、子どもが初めて触れる絵本を提供する「親と子のふれあいブックスタート」事業や子ども自身の読書活動を記録できる「子ども読書手帳」の配布、ブックトーク⁸⁰の実施、図書館における仕事体験⁸¹など、子どもが本と出会い、読書意欲の向上につながる各種事業を展開します。

③-1 区民文化財の指定・登録および活用

区内に存在する貴重な文化遺産を保護するため、区民文化財の指定・登録を行うとともに、企画展や特別展等さまざまな機会を捉えて実物の展示や情報提供を行うほか、歴史に関する映像を作成する機会を捉えて、文化財や歴史的建造物に関する内容を盛り込むなど、区内にある文化財等の活用を図っていきます。

③-2 文化財保護意識の普及・啓発

区内の貴重な文化財に対する理解を深めるため、英語表記や図版を取り入れるなど外国人も含め多くの方に分かりやすい文化財説明板として更新することにより、地域の文化や歴史を幅広く発信していきます。令和4年12月4日に開設された郷土資料館では、来館する多くの方が本区の歴史・文化に触れ、興味を喚起されるよう実物資料とともに、多彩なデジタル展示や地域史を深く掘り下げた特別展示を行っています。

基本方針4 文化・スポーツなどの生涯学習活動への支援の充実

(2) スポーツ・レクリエーション活動への支援

区では「中央区基本計画2023」に掲げている「スポーツの楽しさが広がる環境づくり」の施策に基づき、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、日常的にスポーツ活動を楽しみ、親しむことができる生涯スポーツを推進するため、各種取組を行っているところです。

教育施設を所管する教育委員会としても、児童・生徒の活動の場や安全を確保した上で、学校施設を積極的に開放していく必要があります。

○ 現状と課題

本区は都心区ならではの特性により、都市機能が集中しており地価が高いことから、スポーツ環境としてグラウンドや体育館等を十分に整備することが難しい状況にあります。区内の公園、運動場および社会教育会館等の区内施設においても、ランニングや球技運動ができる広さを持つ場所は限られています。

現在、学校施設は、夜間の時間帯や授業等に支障の無い範囲でさまざまな地域活動やスポーツ活動等に幅広く利用されているところですが、学校行事等との兼ね合いもあり、開放する時間や日数を増やすことは困難です（図1）。こうした状況を踏まえ、各校庭の状況に合わせて、さまざまなスポーツに校庭を開放するなど、学校施設の効率的な開放について学校と検討を進めていく必要があります。

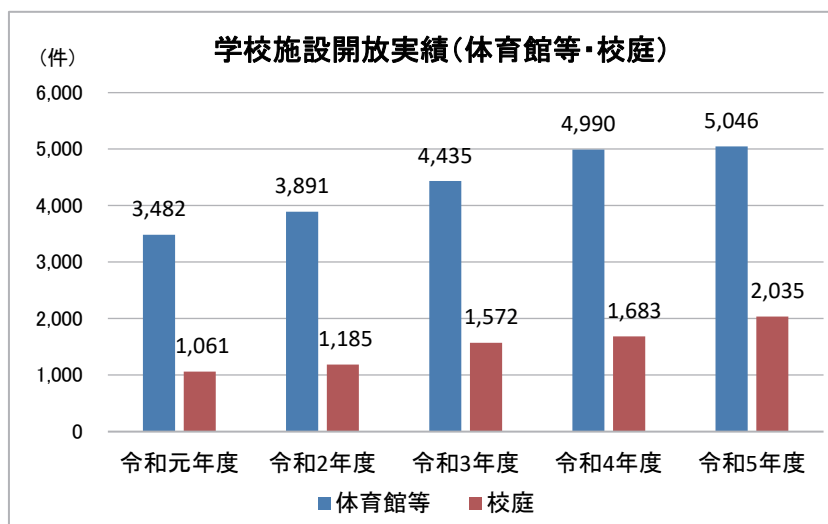
子どもの遊び場となる休日等における校庭（遊び場）開放については、人口増加に伴い一日当たりの利用人数は増加している状況です（図2）。令和6年4月から、公開空地や公園での遊び場が少ない本区において、児童や保護者が自転車やキャッチボールを安全安心に練習できる場所として、一部小学校の校庭を活用しているところです。今後も子どもの遊び場の確保や活用方法の視点からも、より一層魅力ある遊び場づくりを推進していくことが必要です。

また、良好な地域コミュニティやまちのにぎわいの醸成に資するため、令和6年8月からエリアマネジメント団体による城東小学校を活用したエリアマネジメント事業⁸²を実施しています。

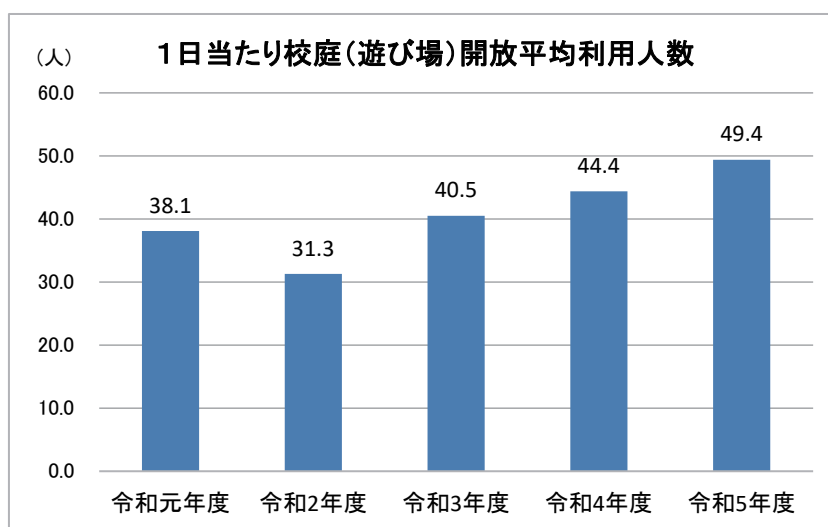
今後の学校施設の確保や活用については、本区の実情に基づき、校庭開放の時間を区切り活用するタイムシェアや民間活力の導入が必要であり、こうした取組を通して広く区民のスポーツ・レクリエーションの機会を確保していくことが重要です。

加えて、教育施設の活用にあたっては、放課後や土曜日等に子どもが安心して過ごすことのできる居場所「プレディ⁸³」および学校内学童クラブとプレディを一体的に運用する「プレディプラス⁸⁴」の運営について、小学校施設の有効活用という側面から引き続き支援していきます。

(図1)



(図2)



< 柏学園・施設開放 >



○ 取組の方向性

① 学校施設の開放

個人や団体に対する学校施設の開放は、地域の社会教育・社会体育の振興や青少年の健全育成等の活動を支援する事業であることから、今後も学校施設の整備等の機会を捉え、積極的に地域開放を実施します。

なお、スポーツ開放利用率の低い学校施設のさらなる利用の促進を図るため、利用種目の拡大等を検討するとともに、利用率の高い学校施設においても学校運営に支障のない範囲で開放日を設定し、身近に運動ができる場の確保に努めていきます。

② 魅力ある遊び場づくり

子どもたちが、のびのび活動できる遊び場として、また、さまざまな運動・遊びの体験が得られる場となるよう、休日の校庭（遊び場）開放を充実していきます。

【主な取組】

①-1 学校施設開放

学校教育に支障のない範囲で、学校施設を地域の社会教育および社会体育団体のスポーツ・レクリエーション活動の場として提供しています。

①-2 校外学園施設開放

学校の児童・生徒が利用する期間を除き、区内在住・在勤および在学者で構成する登録団体がスポーツやレクリエーション活動を行えるよう、柏学園⁸⁵を開放しています。

①-3 城東小学校を活用したエリアマネジメント事業への支援【新規】

城東小学校では、令和6年8月から特定のエリアを対象として、地域マネジメントを実施するエリアマネジメント団体による屋上運動場やプール、体育館等を活用した学校施設開放に準じる事業を実施しています。その一環として、子ども向けスポーツスクール（サッカー教室、スイミング教室等）や地域イベントも開催されており、担当部署と連携しながら、子どもがスポーツ活動を楽しむ機会や地域交流を支援していきます。

①-4 子どもの居場所「プレディ」および「プレディプラス」への支援

放課後等における子どもたちの安全で安心な居場所の確保を図るため、担当部署と連携しながら、引き続き活動場所の確保の面から支援していきます。

② 魅力ある遊び場づくり【充実】

現在、校庭（遊び場）開放は、児童が校庭を広場として自由に使用しています。その一環として、令和6年4月から、区内3校の校庭を活用し、児童や保護者が自転車やキャッチボールを安全安心に練習できる場所を提供することで、安全な遊び場の充実に努めています。また、一部学校で実施している「地域スポーツクラブ」による校庭を活用した安心できる子どもの遊び場づくり・体力づくり事業では、ボールの投げ方や蹴り方など、公園ではできない種目をはじめ、さまざまな運動・遊びをスポーツ指導員の指導を受けながら、多くの児童と保護者が体験しています。これらの実績を踏まえ、学校・PTA・スポーツ団体等と協議しながら、校庭開放の在り方や管理方法について検討し、校庭（遊び場）開放がより魅力的なものになるよう充実していきます。